

論文

「小山評定」論争の最前線 —家康宇都宮在陣説を中心に—

白 峰 旬

はじめに

「小山評定」の存否に関する論争は、肯定論の立場の本多隆成氏と否定論の立場の筆者の間でこれまでおこなわれてきた⁽¹⁾。本多氏には最新の論文「「小山評定」再々論—家康の宇都宮在陣説を中心に—」（以下、本多論文と略称する）⁽²⁾と論考「「小山評定」の存否について」（以下、本多論考と略称する）⁽³⁾がある。

近年、水野伍貴氏は論文「小山評定の歴史的意義」（以下、水野論文と略称する）⁽⁴⁾、藤井譲治氏は論文「慶長五年の「小山評定」をめぐる」（以下、藤井論文と略称する）⁽⁵⁾を発表された。水野氏には上記の論文のほかに3つの論考がある⁽⁶⁾。

水野論文、藤井論文ともに結論としては、本多氏と同じく「小山評定」肯定論の立場である。このように、「小山評定」論争に本多氏以外の研究者も参戦されたことは、論争の深化や視点の多様化という意味において、喜ばしいことであると思われる。

このように拙稿に対して御批判の労を取られた本多氏、水野氏、藤井氏の三氏には深く感謝したい。

そのほか、高橋陽介氏は「小山評定」論争の論点を整理された⁽⁷⁾。高橋氏の指摘については、有効な視点を提示していると思われるので、本稿との関連において後述する。

また、呉座勇一氏は著書『陰謀の日本中世史』⁽⁸⁾、渡邊大門氏は著書『関ヶ原合戦全史 1582－1615』⁽⁹⁾において、「小山評定」論争に関する視点を示されたが、呉座氏は筆者と同じく否定論、渡邊氏は肯定論の立場である。

現在、「小山評定」論争が深化して具体的な論点が多岐に渡っているが（それは良いことなのだが）、本稿では紙幅の都合上、筆者が拙稿「いわゆる小山評定についての諸問題—本多隆成氏の御批判を受けての所見、及び、家康宇都宮在陣説の提示—」⁽¹⁰⁾において提唱した徳川家康宇都宮在陣説を中心として、重要な関係史料をもとに考察したい。

※以下、各書状について慶長5年（1600）に比定できるものは、（慶長5年）の記載は省略した。

1. 「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」の内容解釈

〔史料1〕⁽¹¹⁾

f 尚々去廿三日之御状畏入候、其刻小山へ罷越、御返事不申入候、以上、

a 急度以飛脚申入候、就其上方之儀各被申談、仕置ニ付、会津表御働御延引ニ候、 b 上辺之儀、弥被聞召届上、様子可被仰出旨、内府様被仰候、 c 我等儀、此間宇都宮ニ在之候へ共、 d 結城辺迄罷越候、 e 駿州方上之御人数ハ何も国々へ御返しニ候、猶珍敷儀候ハ、可申入候、恐々謹言、

浅左京

七月廿九日

幸長（花押）

大関左衛門督殿
御宿所

※下線引用者（以下、同様）

この「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」〔史料1〕、以下、浅野幸長書状と略称する）について、「小山評定」の存否を考えるうえで重要な史料であることは、本多論文、水野論文、藤井論文でも述べられている。

この浅野幸長書状は、活字翻刻する際に読点（「、」）をどこで打つのかによって、内容解釈が変わってくるのが難しい部分と言える。例えば、藤井論文では下線aについて「就其、上方之儀」、水野論文1では「各被申談仕置」としている。拙稿「小山評定は歴史的事実なのか（その2）－拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して－」（以下、前稿A）⁽¹²⁾においても「各被申談仕置」としたが、本稿では「各被申談、仕置ニ付」とした。その理由は後述する。

なお、『戦国遺文』下野編3巻（2437号文書）⁽¹³⁾では「就其上方之儀、各被申談仕置ニ付、」と読点が打たれているが、本稿に引用するにあたり、「就其上方之儀各被申談、仕置ニ付、」というように筆者（白峰）が読点を変えて引用した。

下線aは、「浅野幸長が大関資増に対して、飛脚によって申し入れることとして、「上方之儀」（＝上方における軍事的動向。具体的には石田三成と毛利輝元が談合して〔＝申し合わせて〕反徳川家康の決起をしたこと⁽¹⁴⁾）について「各」（＝諸将）が申し談じた（＝相談した）結果（家康がそのことを考慮して）、（上方の）「仕置」（＝上方への対応）のため、上杉討伐を（家康が）延期した」という解釈になる。

本稿では「各被申談、仕置ニ付」というように、「申談」と「仕置」の間に読点を入れたが、その理由は、後掲の〔史料3〕の下線bに「上方仕置」とあることから、この「仕置」＝「上方仕置」と理解したからである。

下線aにおける「各」を文法的に主語ととらえるのか、或いは、目的語ととらえるのか（その場合の主語は記載されていないが家康ということになる）によって、この文の意味が変わってくる。

本稿で「各」を主語ととらえる理由は、家康が主語で「各」が目的語であれば、下線aにおける「申談」は「仰談」になるはずであり、その証左として下線bでは「被仰出」、「内府様被仰候」というように「申」ではなく「仰」が使われている。一つの書状の中で、家康に対する敬語の使い方が統一されていない（2通りの敬語表現が使われている）、というのはありえないことであろう。

また、下線bでは「内府様」という主語が明記されているので、下線aにおいても家康が主語であれば「内府様」と明記されるはずである。

なお、藤井論文では、下線 a における「被申談」の「被」を家康への敬語ととり、この文章の主語は家康であり、「各」は「各が」ではなく「各に」或いは「各と」と読んで「飛脚を遣わしたことについては、家康が各々に（あるいは各と）「上方之儀」を申し談じられた」と解釈している（つまり、藤井論文では家康を主語として「各」は目的語と見なした）。

そして、藤井論文では、「各に（各と）」と読む理由は、「被」を解釈する場合にそれを落とさずに読むとともに、白峰氏の読みのように「各々が仕置を申し談じた」とするとき、こうした状況下で家康を抜きに「仕置」が申し談じられることは想定しがたいからである。この部分は、家康が諸將と「申談」じた結果、「仕置ニ付」ては「会津表御働」は「御延引」になったということであろう。」と指摘している。

確かに、下線 a における「御働」、「御延引」の「御」は家康に対する敬語の意味であるから、この主語は家康という藤井論文の指摘には同意するが、「会津表御働 御延引ニ候」の主語は家康であるから最終的に上杉討伐の延期を決定したのは家康であることになり、その前の文章で「各」を主語と理解しても、「各」（＝諸將が）「家康を抜きに」、「申し談じ」て決定したことにはならないのではないだろうか。つまり、「各」を主語と理解しても、文章の意味としては正確に通る（つまり、上杉討伐の延期を決定したのは諸將ではなく家康）、ということが私見としては言いたいのだが、いかがだろうか。

下線 b は、下線 a の上杉討伐の延期を受けて、それでは上方に対する方針（対応の仕方）をどのようにするのか、という点について述べている。つまり、下線 b は、「上辺之儀」（＝京都・大坂における軍事的動向）については（家康が）確かに聞き届けられたうえで、「様子」について（今後、家康方諸將に対して家康が）仰せ出される予定である旨を（家康が）仰せられた」となる。

下線 b の「上辺之儀」における「上辺」とは、「京都・大坂」の意味である⁽¹⁵⁾。

下線 b の「様子」について、前稿 A では「様子」＝「上杉討伐の延期」と解釈したが、藤井論文では「「様子」を「上杉討伐の延期」とされるのは、無理な解釈で、本多氏が言われるように、上方の状況を確かに聞き届けたうえで、その「様子」を各に必ず仰せ出される旨と解釈したい。」と御批判を受けたので、本稿では藤井論文の解釈に従いたい。

『日葡辞書』によれば、「様子（ヤウス）」とは「事件・事柄のありさま、または、成行き状況」⁽¹⁶⁾なので、この場合は、マクロな意味での「今後の状況」（具体的には、豊臣公儀と対決姿勢をとるのかどうかという基本方針）という意味になろう。

そのうえで、下線 b の内容を見ると、豊臣公儀（石田・毛利方）に対する、家康の軍事方針はこの書状が出された7月29日の時点（下線 a、b の出来事は私見では後述のように7月23日と想定しているので、正確には7月23日の時点ということになる、以下の想定も同様である）では、何も決まっていなかったことがわかる。つまり、「上辺之儀」を家康が（今後）確かに聞き届けたうえで、今後の状況（＝豊臣公儀に対する今後の対応方針）を家康が決める、と言っているだけで、豊臣公儀（石田・毛利方）との対決姿勢（決戦姿勢）は見られず、軍事的には、はなはだ消極的姿勢であると言わざるを得ない。

この状況が「内府ちかひの条々」を出されて弾劾された家康の当時の苦境を物語っている（下線 a、b の出来事は、私見では7月23日であると想定しているので、7月23日の時点で、家康が「内府ちかひの条々」を出された

ことを知っていたのかどうかは種々の見解があるだろうが)。

藤井論文では「この文脈では上杉攻めの延期は明確であるが、諸将の西上はそこにはみえない。しかし上杉攻めの延期は諸将の西上を伴うものであるので、西上自体は決まっていたと考えられる。問題はいつ、どのような手順でなされるのかの判断が家康に求められ、その決定がなされるまでの手順を示したのが、「上辺之儀、弥被聞召届上、様子可被仰出旨、内府様被仰候」であったのではなかろうか。」としている。

藤井論文では「上辺之儀、弥被聞召届上、様子可被仰出旨、内府様被仰候」(上記の下線 b に該当する)は、諸将の西上に関して、「いつ、どのような手順でなされるのかの判断が家康に求められ、その決定がなされるまでの手順を示した」と解釈している。しかし、下線 b については、7月29日の時点(私見の想定では7月23日の時点)では、家康は豊臣公儀(石田・毛利方)との対決姿勢(決戦姿勢)を打ち出せなかった、という点にポイントを置くべきではないだろうか。

つまり、豊臣公儀(石田・毛利方)との対決姿勢を取る場合は、諸将の西上とは軍事的対決の意味になり、豊臣公儀(石田・毛利方)との対決姿勢を取らない場合は、単に上杉討伐軍の解散(武装解除)(=単なる国許への帰還を意味する)ということになり、この点が7月29日(私見の想定では7月23日)の時点では決められなかったからこそ、藤井論文で指摘するように「諸将の西上はそこにはみえない」ということになったのではないだろうか。

下線 c では、「我等」とは「私」=浅野幸長であるので、浅野幸長は「此間」(=このあいだ)宇都宮にいた、としている。下線 c における「此間」とは漠然とした期間を指しているのではなく、下線 a、b の出来事がおこなわれた間という意味を示している。この下線 c の解釈について、前稿 A では「浅野幸長も7月29日より前に宇都宮に在陣していたことがわかる」と記したが、下線 c における「此間」について、本稿では「7月29日より前に」という漠然とした解釈を訂正して、下線 a、b の出来事がおこなわれた間(つまり、特定の期間)というように解釈する。

つまり、下線 c における「此間」=下線 a、b の出来事がおこなわれた間(つまり、特定の期間)という解釈に立つと、上杉討伐の延期は家康が宇都宮で決定した、ということになる。

下線 a、b の出来事を「評定」、「軍議」ととらえるべきか、最終的な決定は家康がおこなっているので、「家康の決定」ととらえるべきか、評価は難しいが、「評定」、「軍議」とした場合、「各」(=諸将)が申し談じた具体的内容が不明確なので、本稿では「(宇都宮における)家康の決定」としておきたい⁽¹⁷⁾。

このことから浅野幸長書状(〔史料1〕)は、家康宇都宮在陣説を明確に示す一次史料ということになる。よって、藤井論文で「一次史料で家康が宇都宮にいたことを直接示すものは今のところ存在しない」、水野論考3で「(管見の限りでは)宇都宮在陣を示す一次史料は存在しない」としているが、この浅野幸長書状こそ「家康が宇都宮にいたことを直接示す」一次史料なのである。

下線 d、下線 f は、浅野幸長の位置情報に関する記載である。7月23日付の浅野幸長宛大関資増書状は、当初は宇都宮に出されたと考えられる。その理由は、宇都宮城が上杉討伐の徳川方本営であり、諸将が集結していたからである。浅野幸長も宇都宮城に在陣しているという確かな情報を大関資増は持っていたのであろう。

しかし、7月23日付浅野幸長宛大関資増書状が宇都宮に届いた時点では、浅野幸長は小山に移動しており、さらに7月29日の時点(浅野幸長書状の日付)では結城にいる、としている。つまり、浅野幸長は宇都宮→小山→

結城というように南下して移動していたのである。

下線 f の「其刻小山へ罷越」について、水野論考 1 では「追而書ではあえて小山にいたと述べていることから、幸長は書状が届いた場所（幸長の陣所）から離れて、話し合いのために小山に赴いたこととなる。」（下線引用者）と解釈している。しかし、下線 f には「其刻小山へ罷越」としているのに、「小山にいた」のではなく「小山に行った」と解釈すべきであるし、下線 f には「話し合いのために」とは書かれていない。

また、水野論考 3 では「浅野幸長書状では、追而書であえて小山にいたと述べていることから、幸長は書状が届いた場所（宇都宮の陣所）から離れて、評定のために小山へ赴いたこととなる」（下線引用者）としているが、同様に、「小山にいた」のではなく「小山に行った」と解釈すべきであるし、下線 f には「評定のために」とは書かれていない。

要するに、浅野幸長書状には「小山」という地名が出てくるが、下線 f を見る限り、浅野幸長が小山に在陣（滞在）したことを示すものではないし（小山は通過点だった可能性もある）、ましてや小山評定の存在を示す記載でもない。

下線 d では「結城込迄罷越候」（下線引用者）、下線 f では「小山へ罷越」（下線引用者）というように、どちらも「罷越」と記していることは、移動中に小山、結城に立ち寄ったというニュアンスが強いように思われる。

下線 f によれば、浅野幸長は小山に行って返事が書けなかった、としているが、小山に在陣（滞在）していたとすると、小山で返事を書いたはずである。このことは、浅野幸長が小山に在陣（滞在）していなかった傍証になる。

上述した下線 d、下線 f による浅野幸長の位置情報などの日付をもとに、下線 a、下線 b に記された家康と諸将（浅野幸長も含む）による宇都宮（正確には宇都宮城）での上杉討伐の延期決定が何日におこなわれたのかを推測してみよう。

7月23日付書状を出した大関資増は、下野国黒羽城主であるので、7月23日の当日中に宇都宮に届いた可能性もあるが、翌日の7月24日、或いは翌々日の7月25日に宇都宮に届いたと仮定すると、7月24日に宇都宮に届いた場合は、7月24日の時点で浅野幸長は宇都宮を離れており、7月25日に宇都宮に届いた場合は、7月25日の時点で浅野幸長は宇都宮を離れていることになる（もちろん、届いた当日中に時間差で受け取れなかった可能性も考えられるが、その可能性は除外する）。

とすると、下線 a、下線 b の出来事は、前者の場合は7月23日におこなわれたことになり、後者の場合は7月24日におこなわれたことになる。

家康書状にはじめて上杉討伐の延期が記されるのが「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」⁽¹⁸⁾であり、家康書状にはじめて家康の上洛に関する言及が記されるのが「7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状写」⁽¹⁹⁾である。このことは、下線 a、下線 b の出来事が7月23日に宇都宮でおこなわれたことの証左となる。

つまり、上杉討伐の延期と家康の上洛に関する言及がはじめて記されたのが7月23日付の家康書状であったのは偶然の一致なのではなく、7月23日に下線 a、下線 b の出来事がおこなわれたことを示唆している。下線 a、下線 b には、家康の上洛に関する言及はないが、「7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状写」⁽²⁰⁾に家康の上洛に関する言及が記されることからすると、家康の上洛についても上杉討伐の延期と1セットで7月23日に宇都宮で決定した可能性が高い。

その証左として、「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」⁽²¹⁾において、「上方三人之奉行相替付而、各相談、為可令上洛」(下線引用者)と記されている。この場合の「各」とは下線aの「上方之儀各被申談」における「各」と同じく諸将である。

つまり、家康の上洛決定は、「上方三人之奉行」が家康と政治的に決裂して離反したことが理由であり、家康の上洛に関する言及の初見が「7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状写」⁽²²⁾であることを考慮すると、家康は7月23日の時点で「上方三人之奉行相替付而」を知っていて、「各相談」(＝諸将が相談)して上洛を家康が決定した、ということになる。

よって、下線a、下線bの出来事において、「上方三人之奉行相替付而、各相談、為可令上洛」(下線引用者、「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」⁽²³⁾)も含まれていた、と推測できる。

通説では、7月23日は家康が岩槻(武蔵国)を発して古河(下総国)に着した日であるが⁽²⁴⁾、宇都宮を目指す途中で、上述した「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」⁽²⁵⁾や「7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状写」⁽²⁶⁾のように重大な軍事方針の転換を意味する書状を突然、家康が発給するのは不自然(不可解)である。よって、7月23日の時点での家康の所在地そのものを再検討する必要がある。

家康は7月21日に江戸を発しているので、7月23日に宇都宮に到着するのは、無理な行程ではない。江戸－宇都宮間は直線距離で約99kmである。のちに9月1日に家康が江戸を発して西上する行程では、1日に約51km(直線距離)を移動(三島－興津清見寺…9月5日)、1日に約42km(直線距離)を移動(白須賀－岡崎…9月9日)した事例もあるので、江戸－宇都宮間(直線距離で約99km)について、7月21日に江戸を発して、7月23日に宇都宮に到着するのは可能と考えられる。

「7月22日付森忠政宛徳川家康書状写」⁽²⁷⁾には、昨日(7月21日)森忠政が宇都宮に着陣したことが記されている。ということは、7月22日の時点で家康は、宇都宮からかなり近距離(翌日には宇都宮に到着することができる距離)にいた(7月21日に森忠政が宇都宮から家康に対して出した書状を家康が翌日(7月22日)受け取って返信を書ける距離にいた。つまり、宇都宮から出した書状が翌日には届く距離に家康がいたことになるので、翌日には家康が宇都宮に到着することができる距離ということになる)ことになる。このことも7月23日に家康が宇都宮に到着したと推測するうえで、傍証になる。

また、宇都宮から江戸への帰路は、拙稿「いわゆる小山評定についての諸問題－本多隆成氏の御批判を受けての所見、及び、家康宇都宮在陣説の提示－」(以下、前稿B)⁽²⁸⁾での想定では、8月2日宇都宮発、3～4日江戸へ移動、5日江戸着であるので、宇都宮を発した3日後に江戸に到着している。よって、上述のように、江戸発(7月21日)の2日後(7月23日)に宇都宮着というのは日程的に無理な想定ではない。

「7月24日付真田昌幸宛徳川家康書状写」⁽²⁹⁾には、「今度、安房守被罷帰候」(＝この度、真田昌幸は帰った)としている点と、「8月22日付秋田実季宛佐々正孝書状」⁽³⁰⁾に「さなた親・中むすこハ宇都宮より引返し別心の儀候事」(＝真田昌幸・信繁は宇都宮より引き返し、(家康に対して)別心のこと(をした))としている点を考慮すると、7月24日に真田昌幸・信繁は、家康に対して別心をして宇都宮から引き返した⁽³¹⁾、ということになる。

つまり、7月23日に宇都宮に参集した諸将の中に、真田昌幸・信繁も含まれていて、上杉討伐の延期に伴い、その翌日、真田昌幸・信繁は家康の軍事指揮下から離脱して宇都宮から国許(信濃国上田)に帰った(そのことが

「別心」という表現になったのであろう)、ということを示している。

「7月22日付瀧川雄利宛徳川秀忠書状写」⁽³²⁾によれば、家康は7月21日に江戸を出馬し、秀忠は7月19日に江戸を出陣した、としている。

「7月22日付森忠政宛徳川家康書状写」⁽³³⁾で、家康は7月21日に森忠政が着陣したことを慰勞し、やがて家康が「其元」(=宇都宮)へ行き会う予定、としている。

家康は宇都宮を目指して7月21日に江戸を出馬したので、7月23日に宇都宮に着陣することは日数的には可能と思われる。

下線 e は「駿州方上之御人数」について「何も国々」へ返した、としている。「駿州」とは駿河国の略称であり、「上」というのは上方に近い方、つまり、西という意味であろう。とすると、駿河国より西の「御人数」をいずれも国々へ返した、という意味になる。

「御人数」というように「御」が付いているのは、上杉討伐の軍勢であるからであろう。下線 e で「御返し二候」というように「御」が付いているのは、藤井論文が指摘するように、家康が主語だからである。

下線 e では、なぜ「駿州方上之御人数」ということになっているのだろうか。一つの解釈としては、徳川氏の領国が相模国・伊豆国までであるから駿河国以西に所領がある諸将の人数 (=軍勢) という解釈ができる。水野論文、水野論考 1 では「駿河国より西に所領を持った大名は皆、領国へ返された」と解釈している。

しかし、もう一つの解釈としては、上杉討伐に向けて東海道を東下して進軍中の諸軍勢が続く中、駿河国以西を進軍中だった諸将の軍勢は国々に返すことになった、という解釈である。

高橋論考では、『三河物語』の記載により「会津攻めにむかう先勢が宇都宮についたころ後続はまだ尾張・三河・遠江・駿河にいた」として、「福島正則は駿河から江戸へ呼び寄せられたものであるとは考えられないか」と指摘している。この高橋論考の指摘を考慮すると、上杉討伐軍の駿河以西を進軍中の残りの軍勢を国々に返す、という解釈になり、その意味では後者の解釈の方が妥当と思われる。

この点は上述した下線 b の解釈とも関係し、上述したように、7月29日の時点(私見の想定では7月23日)で豊臣公儀との対決姿勢の有無を家康は決定できなかったので、とりあえず上杉討伐軍の駿河以西を進軍中の残りの軍勢を国々に返すことになった、と私見では下線 e について理解したい。

藤井論文では「この部分が幸長の宇都宮から結城への移動を伝えた後に記されていることは、上杉攻めの延期と諸将の西上の具体的指示がわずかであろうが時間差をもって示されたと考えられよう」としているが、「具体的指示」の「時間差」というよりも、上杉討伐の延期によって、上杉討伐軍の解散 (=単に国々へ軍勢を返すだけ) という至極当然のことを書いているため重要度が低く、浅野幸長書状の文末に補足的に書き記したと考えた方がよかろう。

2. 「7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」の内容解釈

[史料 2] ⁽³⁴⁾

于今所持候

a 早く其迄御出陣御苦勞共ニ候、 b 上方雑説申候間、人数之儀者被上、 c 御自身者は迄御越可被成候、 d 委細黒田甲斐・徳永法印可被申候間、不能具候、恐こ謹言、

七月十九日

家康

清須侍従殿

この「7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」〔史料2〕、以下、福島正則宛家康書状写も、「小山評定」の存否を考える上で重要な史料である。

この福島正則宛家康書状写には原本は伝存せず、7月9日付、7月19日付、7月24日付の3種が伝存し、7月9日付は、諸将が東下する時期としては早すぎることと、東下した諸将の軍勢を西上させる時期としても早すぎることや、そもそも「上方雑説」がまだおこっていないことから7月9日付は拙説では採用していない⁽³⁵⁾。

これまで本多説では7月24日付を採用し、拙説では7月19日付を採用して、それぞれ考察を進めている。本稿では、あらためてこの福島正則宛家康書状写の内容を検討したい。

下線 a は、早々に「其」まで福島正則が出陣したことを「御苦勞」として慰勞している。下線 b は「上方雑説」により、福島正則の「人数」(＝軍勢)の西上を命じている。下線 c は「御自身」(＝福島正則)は「是」まで来るように指示している。下線 d は、黒田長政と徳永寿昌が奉者(奏者)として詳しいことを述べる、としている。

下線 a における「其」(＝福島正則が上杉討伐のために出陣してきた場所)とはどこなのだろうか。これまでの通説的な「小山評定」の理解では、「小山評定」において、福島正則は家康に味方するという大演説を真っ先におこなったというエピソードの印象があまりにも強いために(＝このエピソードは歴史的事実ではないし、このことを歴史的事実ととらえている歴史研究者は現在ではないと思われるが)、福島正則はこの時点(＝7月19日の時点)で当然、関東にいたと推測しがちである。しかし、この推測は正しいのであろうか。高橋論考では「『福島正則宛徳川家康書状』の日付が7月19日であるとしたならば、福島正則の人数は駿河から領国へ帰還したと考えるのが自然である。福島正則は駿河から江戸へ呼び寄せられたものであるとは考えられないか。福島正則は美濃を攻めるときには池田照政とともに先勢となったが、会津攻めでは領国の接している結城秀康・蒲生秀行をさしおいて先勢にくわわる必要はない。」という重要な指摘がされている。

そして、高橋論考では「『^(ママ)福島氏(家カ)系譜』所収の「福島正則宛家康書状」はこのような解釈が可能である」として「七月十九日、徳川家康は上方の情勢に関する何らかの情報をえて、駿河方面にいる福島の人数を西上させるように指示したうえで福島正則を江戸へ呼び寄せた。家康の使者は東下する福島正則といずれかの場所(相模辺り)で行き会い、福島正則は七月二十一日、江戸に着いた。同日、家康は福島正則に何らかの指示をしたうえで江戸を出発し宇都宮へ向かった。徳川家康はこの時点ではまだ「内府ちがいの条々」の存在を知らず、決起したのは石田三成・大谷吉継のみであり、奉行衆(増田長盛・長束正家・前田玄以)は味方であると認識している。」と想定している。

この想定では、駿河方面にいた福島正則の軍勢は家康の指示(7月19日付の指示)によって先に西上し、福島正則は家康から江戸へ呼び寄せられて7月21日に何らかの指示を受け、同日、家康はその指示を与えたあと江戸を出発して宇都宮に向かった、ということになる。

この想定が成立するためには、7月19日付で出した書状を、翌日（7月20日）に福島正則が受け取り、即座に江戸へ直行して、7月21日に家康に会うことができるのか、という日数的な問題が鍵になるが、それはさておき、高橋論考の想定で注目されるのは、7月19日の時点で、福島正則が江戸からかなり離れた駿河にいた（上杉討伐の進軍途上）と想定している点である。

この点は大いに首肯できるとしても、家康と正則は直接会ったのであろうか。というのは、家康が江戸へ福島正則を呼び寄せたとするならば、下線cにおける「是」は「爰元」と表記されるはずである。つまり、「是」とは家康がいる江戸以外の場所を指しているのではないか。その場所の説明については、下線dによれば、黒田長政・徳永寿昌から別途書状で説明があったのであろう。

つまり、福島正則は、江戸へは行かずに、家康から指示された場所へ行き、黒田長政と徳永寿昌から家康の指示を伝えられたのではないか。そして、後述するように、徳永寿昌は上杉討伐の進軍途上から引き返したと考えられるので、福島正則と合流してそのまま引き返したと思われる。

下線dに関して、水野論文では「家康と主従関係を有しない黒田長政と徳永寿昌が口上を担う使者に充てられ、家康の陣所から正則の陣所まで使番同然の扱いを受けているなどの不可解な点が複数みられるためである」として「家康が福島正則を小山に招集したとされる徳川家康書状写〔福島正則宛〕は、本稿では参考史料から外している」と疑義を提示した。

さらに水野論考1では、こうした理由から「福島正則宛徳川家康書状を偽文書であると考えている」としている。

水野論文で疑義を指摘している「家康と主従関係を有しない黒田長政と徳永寿昌が口上を担う使者に充てられ、家康の陣所から正則の陣所まで使番同然の扱いを受けている」という点は、次のように想定すれば整合的に理解できる。

つまり、上述した高橋論考の推定のように、7月19日の時点で、福島正則は家康がいる江戸からかなり離れた場所にいたため（上杉討伐の進軍途上）、家康家臣が奏者（口上の使者）として、すぐに到達できる距離ではなかった（高橋論考の推定のように、駿河国かもしれないし、或いは、より以西の遠江国、三河国であったかもしれない）。そして、家康は福島正則に対して緊急に指示（上杉討伐の進軍途上から反転西上するように指示）する必要があった。そこで、福島正則がいる場所から近距離にいた黒田長政（上杉討伐の進軍途上）と徳永寿昌（上杉討伐の進軍途上）が、家康が指定した場所に福島正則を呼び出して家康の具体的指示を伝えた（黒田長政と徳永寿昌は事前に家康から具体的指示を書状で受けていたのではないか）。

このように、福島正則が上杉討伐の進軍途上（駿河国、遠江国、三河国か？）から家康の指示により他大名よりも早く（つまり、最も早く）反転西上して東海道を引き返したとすると（その際に、上杉討伐の進軍途上から徳永寿昌も福島正則に同道して反転西上したと思われる）、福島正則が7月中に清須城へ帰ったという拙論の推定も整合的に理解できる。つまり、反転西上した徳永寿昌と福島正則はそのまま清須城（福島正則の居城）に入って在城していたので、8月5日付家康書状（「8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状」⁽³⁶⁾）の宛所はこの2人になっているのであろう。

徳永寿昌が上杉討伐の進軍途上であったが、途中から反転西上したことは、次のように考えれば整合的に理解できる。

「7月27日付氏家正元(行広)・寺西信乗宛家康書状写」⁽³⁷⁾には、「上方忿劇」のため、(上杉討伐のための東下の途中で)路次より(国許へ)帰ったことを(家康が)了承し、徳永寿昌と京極高知が参陣するので、「彼方」とよくよく申し合わせるように指示している。家康がこの書状を出したのは7月27日であるから、少なくとも4～5日前に氏家正元(行広)と寺西信乗の家康宛連署状(上杉討伐の進軍途上からの帰国の報告と思われる)が出されたと推定できるので、日付としては7月22日付(或いは、7月23日付)頃であったと推測できる。このことを家康に報告したのは上杉討伐の軍事指揮権が家康にあったからであろう。

氏家正元(行広)と寺西信乗が、7月22日、或いは、7月23日に上杉討伐の進軍途上から引き返して国許に帰ったとすると、7月27日の時点では所領がある伊勢国には所在していたことになる。上述のように、家康は7月27日付書状で氏家正元(行広)と寺西信乗に対して、徳永寿昌と京極高知とよくよく申し合わせるように指示した。ということは、7月27日の時点で、氏家正元(行広)・寺西信乗と徳永寿昌・京極高知は時間的にすぐに会える(＝早く合流できる)距離にいたことになる。よって、徳永寿昌と京極高知も途中で引き返したと推測できる(よって、徳永寿昌は家康に江戸で会っていないことになる)。

「7月26日付京極高次宛徳川家康書状写」⁽³⁸⁾には、今日(7月)26日より御人数が西上し、家康もたしかに上洛するので「御手前」のことはいよいよ堅固に申し付けるように指示している。そして、京極高知は「先手」に加わったので、早速参会するだろう、と記している。

この場合、京極高知が「先手」であるとはどういうことなのだろうか。上述したように、徳永寿昌と京極高知は上杉討伐の途中で引き返したとすると、反転西上するわけだから、結果的に「先手」になった、という意味だろう。そのように考えると、「7月26日付小出吉政宛徳川家康書状」⁽³⁹⁾に、今日(7月)26日に先手の衆が西上した、とあるのは関東から西上したのではなく、途中まで来ていた大名が反転西上して(結果的に)「先手」になった、という意味になる。

「7月26日付堀秀治宛徳川家康書状写」⁽⁴⁰⁾に、「上方人衆」(上杉討伐のため東海道を上方から東下してきた大名はすべて「上方人衆」という意味になる)が今日(7月)26日にすべて西上することになった、とあるのは、途中まで来ていて反転西上する大名と、関東まで東下してそこから反転西上する大名を合わせた意味だろう。

このように考えると、従来の通説的理解における、西上する大名の「先手」の意味は変わってくる(関東で「先手」の大名を選抜して決めて西上させたわけではなかった)。

また、7月下旬の時点でいったい、どれくらいの大名が関東に集結していたのか、という根本的問題も考え直さないといけなくなるだろう。

一次史料で確認できるのは、細川忠興が7月20日、森忠政が7月21日に宇都宮に着陣したこと(「7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状写」、「7月22日付森忠政宛徳川家康書状写」⁽⁴¹⁾)と場所は不明であるが山内一豊が来たこと(「7月27日付山内一豊宛大久保忠隣・本多正信連署状写」⁽⁴²⁾)だけである。

このように、7月下旬の時点で、関東に集結していた大名が通説的理解よりもかなり少なかったとすると、多数の大名が一同に会した壮大な「小山評定」というイメージは幻想になるのではないだろうか(もちろん筆者は「小山評定」否定論の立場であるが)。

なお、藤井論文では、福島正則宛家康書状写について、第一章で「前者(引用者注:7月19日付家康書状)が

軍勢を上すよう、後者(引用者注:7月24日付家康書状)は軍勢の進行を止めるよう指示したものであり、内容は大きく異なる。この点が、日付とともに白峰・本多論争での事実関係をめぐる争点に繋がっている。」「違いは書状の日付を七月一九日とするか二四日とするかにあり、にわかになどどちらが正しいともいえない。またこの書状がいずれも写であること、さらにその解釈もいくつかありえるので、その評価・位置づけをひとまず措き、他の史料から確定できる事実を積み上げたうえで、再度検討する。」としたうえで、「おわりに」では「第一章で取り上げた福島正則宛家康書状をどう位置づける(引用者注:「か」脱カ)を考えてみたい。結論を先にいえば本稿では結論を出すことができなかつた。」「白峰・本多論争の核となる史料については十分な位置づけをすることはできなかつたが、(後略)」としている。

福島正則宛家康書状写の意味を読み解くには、上述したように、東海道進軍の途中から反転西上した大名が結果的に「先手」となったことや、福島正則が家康の指示により東海道進軍の途中から反転西上して、家康には会っていない、という想定を前提に考える必要がある。

3. 「8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」の内容解釈

[史料3]⁽⁴³⁾

御懇使札、祝着之至候、a 先度如申入候、上方打捨、会津表雖可申付覚悟候、b 羽柴左衛門大夫・田中兵部・羽柴三左衛門尉・羽柴越中守、各先々上方仕置申付候ハて不叶由、再三依被申、先江戸迄帰陣仕候、仙道之儀者何時成共、手間入間敷候間、差合可申付候條、有御意得、御働御分別専一候、恐々謹言、

八月十二日

家康(花押)

大崎少将殿

この「8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」([史料3]、以下、伊達政宗宛家康書状)である。

下線aは、先頃、家康から伊達政宗に申し入れたように、上方(への出陣)を止めて、会津表(への出陣)を家康は申し付けるべき覚悟である、としている。

下線bは、(この家康の覚悟に反して)福島正則・田中吉政・池田輝政・細川忠興がそれぞれ、何はさておき、「上方仕置」(＝上方への対応)を申し付けなくては思うようにならないということを再三言われたので、家康はまずは江戸まで帰陣した、としている。

下線aの記載(＝上杉討伐を上方への対応よりも優先すること)が家康の本心なのか、伊達政宗への言い訳であるのか、わからないが⁽⁴⁴⁾、この書状では上杉討伐の延期については全く触れていない点には注意すべきであろう。下線bでは、上杉討伐よりも「上方仕置」(＝上方への対応)を優先すべき、という福島正則など諸将の主張により、とりあえず江戸まで帰った、としていて、上杉討伐の延期により江戸まで帰ったとは書かれていない⁽⁴⁵⁾。

つまり、本来であれば、上杉討伐の延期により江戸まで帰ったと書くべきところを、福島正則など諸将の主張により、とりあえず江戸まで帰った、というように、家康が江戸まで帰った理由を、上杉討伐の延期から福島正則

など諸將の主張にすり替えているのである。

とすれば、福島正則などの諸將が強硬な主張を家康に対しておこなった、というのは事実かどうか疑わしいのではないか。伊達政宗を納得させるために、福島正則などの諸將の名前をわざわざ記した、と考えることはできないだろうか。諸將が上杉討伐の軍事指揮権を持つ家康に対して、その方針を撤回させるほど強硬な主張を繰り返した、というのは不可解な印象を与える。少なくとも、上記の〔史料1〕(浅野幸長書状)には、「各被申談」という記載はあるが、諸將が家康に対して、そうした強硬な主張をした、という記載はない。

藤井論文では、この伊達政宗宛家康書状と上記の〔史料1〕(浅野幸長書状)を比較検討して、浅野幸長書状に記された「各」(上記の〔史料1〕の下線a)について、「諸將の西上決定の場にだれがいたかは、白峰氏の福島正則の先行西上説を検討する必要があるが、ここでの結論は、決定の場には八月一三日の政宗宛徳川家康書状にあげられた諸將、福島正則・田中吉政・池田輝政・細川忠興が少なくともいたと考える。さらにこの家康書状に名はみえないが、この時小山にいたと思われる浅野幸長もその一人ではないかと思う。」としている。

藤井論文のこの想定を否定するものではないが(ただし、福島正則が西上決定の場にいたという想定は、上述のように否定する)、伊達政宗宛家康書状(〔史料3〕)の記載については、いま一度、その内容について史料批判をする必要があるだろう。

水野論文では、この伊達政宗宛家康書状について「白河口への侵攻を強く訴えていた政宗に宛てたものであるため、文言通りに受け取ることにはできないであろうが、豊臣系大名が西上を主張したことや、彼らの主張により白河口からの侵攻が延引となったという釈明が通るほど、家康の意向は絶対的なものではなかったこと、そして彼らに強い発言力があつた点は参考になるであろう」としている。

しかし、伊達政宗宛家康書状では、家康は「白河口からの侵攻が延引となったという釈明」をしているわけではない。伊達政宗宛家康書状では、家康は「上方打捨、会津表雖可申付覚悟」(これが家康の本心なのか、伊達政宗への言い訳であるのかわからないが)を示しているのであって、上杉討伐の延期については全く触れていない。そして、とりあえず江戸まで帰った理由を、上杉討伐の延期ではなく、諸將の主張にすり替えているので、そのあたりのレトリックを正確に読み取る必要がある。とすると、「家康の意向は絶対的なものではなかったこと」とか「彼らに強い発言力があつた点」という評価は再検討が必要ではないだろうか。

本多論文では、この伊達政宗宛家康書状について「正則をはじめ、田中吉政・池田輝政・細川忠興らの諸將が、家康にこもごも(引用者注:「再三」カ)進言した場所としては、諸將が招集された小山以外には考えられない」として、この諸將の発言を小山における発言としている。この見解は、本多氏の「小山評定」肯定論の立場に立つ見解なので、本多氏の見解としては尊重したいが、上述したように、伊達政宗宛家康書状の内容そのものに史料批判が必要という私見を提示しておきたい。

4. 「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」の内容解釈

〔史料4〕⁽⁴⁶⁾

a 使札披見、祝着之至候、 b 其許御出陣之由尤候、 c 此方も小山令在陣、將亦上方之儀、実儀之由申来候、

d 猶本多佐渡守可申候、恐々謹言、

七月廿八日

家康 (花押)

蘆名平四郎殿

この「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」(〔史料4〕、以下、蘆名盛重宛家康書状)により、7月28日の時点で家康は小山に在陣していたとこれまで考えられてきた(藤井論文、本多論文。前稿Bでもそのように解釈した。藤井論文では、「着陣」ではなく「在陣」とあることを少し読み込めば、二八日より前から家康は小山にいたと考えられる。)と指摘している。

そこで、その解釈の是非について考えるため、本稿においてあらためて検討したい。

下線 a は、それ以前に蘆名盛重が家康に対して送ってきた書状を家康が披見して、祝着の至りとしている。下線 b は、「其許」(=佐竹氏の軍勢)が出陣してきたことを了承した、としている(このことは、それ以前に蘆名盛重が家康に対して送ってきた書状に書かれていたのであろう)。

この「出陣」というのが上杉討伐による「出陣」であれば、家康は慰労の言葉を述べるはずであるが、その記載が見えないので、佐竹氏が上杉景勝と連携して戦うための「出陣」であると考えられる。蘆名盛重は佐竹義宣の弟であるのでその可能性が高く、蘆名盛重は敵である家康にそのこと(佐竹氏の軍勢の出陣)を内密に報じた、ということなのであろう。

下線 c は、「此方」(=家康方の軍勢)も小山に在陣させている、という意味になる。下線 d は、一見すると、家康が小山に在陣している、というように解釈しがちだが、その解釈ではだめな理由を以下に述べる。

下線 c の「此方」は、下線 b の「其許」と対比させて書かれていると見るべきである。『日本国語大辞典』によれば「此方(こちら)」には「他称」つまり「話し手側の方向、場所などをさし示す(近称)」や「話し手側の人や家などをさし示す(近称)」を指す場合と、「自称」つまり「話し手自身をさす。わたくし。自分。また、われわれ」を指す場合がある⁽⁴⁷⁾。

その点を考慮すると、「此方」は家康自身(「自称」)ではなく、家康方の軍勢(「近称」という意味になる。家康書状で「此方」について、(1)「こちら」(地域を指す)を指すケース(「7月22日付妻木頼忠宛徳川家康書状」⁽⁴⁸⁾)、(2)「私」(=家康)を指すケース(「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」、「8月10日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状」⁽⁴⁹⁾)、(3)「自分の陣営」(=家康方陣営)を指すケース(「7月26日付京極高次宛徳川家康書状写」、「8月13日付前田利長宛徳川家康書状写」⁽⁵⁰⁾)がある。ただし、関ヶ原の戦い前後の家康書状では、一人称(私)として「此方」を使用するケース(上記(2))は極めて少ない。

蘆名盛重宛家康書状の下線 c の「此方」は、上記(3)の「自分の陣営」(=家康方陣営)を指すケースであると考えられる。

蘆名盛重は佐竹氏サイドの人物なので、家康は敵と見なして、上杉討伐の延期や諸將の西上については触れていないのであろう。中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻⁽⁵¹⁾におけるこの書状の解説では「この前後の他の書状とちがひ、自分の方の行動に觸れてゐないのは、佐竹義宣に對する警戒心のためかも知れない」と記されている。

下線 c では「令在陣」と記されている点にも注意が必要である。家康自身が小山に在陣しているのであれば

「在陣(候)」と記すはずである。「令在陣」の「令」(=しむ)は助動詞であり、「使役」(~させる)、「尊敬」(~なさる)、「謙譲」(~させていただく)の用法がある。しかし、家康が格下の蘆名盛重に対して、尊敬や謙譲の用法を使うはずがないので、この場合の「令」は「使役」と考えるべきである。とすると、家康方の軍勢を小山に在陣させている、という意味になる⁽⁵²⁾。

つまり、家康自身は宇都宮に在陣していて、家康方の軍勢は小山に在陣させていた、ということになる。

上述の浅野幸長書状〔史料1〕にあるように、諸将は宇都宮城に参集して、その軍勢は宇都宮城に収容することがスペース的に出来ないので、宇都宮の近距離にある小山(小山は城下町ではないのでそれだけのスペースがあったのであろう)に待機させていた、ということなのであろう。だから、浅野幸長書状において浅野幸長が小山に行った、というのは小山に立ち寄って待機させていた自分の軍勢と合流した、というように推測される。

以上のように考えると、蘆名盛重宛家康書状は、7月28日に家康が小山に在陣したことの論拠にはならない。

このように、蘆名盛重宛家康書状について筆者の解釈を訂正するので、この史料を論拠として、前稿Bで家康が7月28日に小山に在陣した、という点は訂正する。

下線dは、本多正信がこの家康書状の奉者(奏者)になっていることを示す。本多正信は徳川秀忠の側近武将であるので、この書状が出された7月28日の時点で家康は宇都宮にいたことになる。なお、本多正信と大久保忠隣が徳川秀忠の側近武将である、とする前稿Bでの指摘に対して、藤井論文、本多論文では御批判をいただいているので、その点については後述する。

家康は9月1日に江戸城を出陣して東海道を西上した時は、毎日のように自分の位置情報(具体的地名)を書状に記載しているが、それとは対照的に、7月21日に江戸城を出陣して、8月5日に江戸城に帰るまで、自分の位置情報(具体的地名)を書状に一切記載していない。

これまでの通説では、蘆名盛重宛家康書状により、7月28日の時点で家康は小山に在陣していると考えられてきたが(藤井論文、本多論文。前稿Bでもそのように解釈した。)、本稿では、上述のように、その点について否定した。

それでは、なぜ、家康は7月21日に江戸城を出陣して、8月5日に江戸城に帰るまで、自分の位置情報(具体的地名)を一切記載しなかったのだろうか。その理由としては、7月17日に大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾し、上杉討伐の大義名分が失われる中で、家康は自分の位置情報(具体的地名)を書状に記載することに相当危機感(家康自身が身の安全を心配した)を感じていたと思われる。

そのため、家康は書状には自分がいる具体的地名は記さずに、指示代名詞しか記さなかったのも同様の理由によると思われる(指示代名詞の問題については後述する)。

上杉景勝側が家康の位置情報として関係書状に「小山」と記しているが(この点の検討については後述する)、その情報源の一つとしては、蘆名盛重宛家康書状によっていると推測される。というのは、蘆名盛重は佐竹義宣の弟であり、反家康のスタンスを同じくする佐竹義宣を通して、上杉景勝サイドに情報が流れたと推測される。佐竹義宣から上杉景勝サイドへの使者の往来については、8月4日に佐竹義宣から直江兼統のところへ使者が来たことが、後掲の〔史料14〕に記されている。佐竹義宣と上杉景勝の同盟関係については、「8月19日付結城朝勝宛直江兼統書状写」⁽⁵³⁾には「以御肝煎、佐竹・当方無二御入魂之処、於我等式満足此事ニ存候(中略)追而小大蔵方、景勝所へ誓詞被仕候様ニ、貴所様より能々可被仰遣候、以上」という記載がある。

上述のように、蘆名盛重宛家康書状に書かれている「小山」という地名は、家康自身の位置情報ではなく、家康方軍勢を待機させる場所として読み取れるが、上杉景勝サイドでは蘆名盛重宛家康書状を家康自身の位置情報と誤読して、家康自身の位置情報と理解したものと推測される。うがった見方をすれば、家康はそうしたことを見越して（予想して）、上杉景勝サイドに家康の位置情報を誤認させる目的で、意図的に蘆名盛重に対してこの書状を出したと推測することもできよう。

5. 本多正信と大久保忠隣は徳川秀忠の側近部将である

前稿Bにおいて、本多正信と大久保忠隣は徳川秀忠の側近部将である、とした点について、藤井論文、本多論文から以下のような御批判をいただいた。

藤井論文での批判箇所（藤井論文の註（42））を以下に引用する。

白峰氏は、大久保忠隣を秀忠の側近武将（部将カ）であるとされ、また七月二七日付山内一豊宛大久保忠隣・本多正信連署状（「南路志」）を分析される際にも「大久保忠隣と本多正信は徳川秀忠の側近部将であるから」とされるが、この段階で大久保は七月晦日付塩谷孝信宛徳川家康書状（注40）の奉者であり、本多も七月二七日付蘆名盛重宛徳川家康書状（史料11）の奉者であるように、家康の側に仕えた存在であり、氏の「大久保忠隣と本多正信は徳川秀忠の側近武将（部将カ）である」とされる前提は検討が必要である。

このように、藤井論文では、本多正信と大久保忠隣は徳川秀忠の側近部将である、とする前稿Bでの指摘に疑義を提示されている。なお、「七月晦日付塩谷孝信宛徳川家康書状」の年次比定の再検討については後述する。

次に、本多論文での批判箇所（本多論文の「一 家康の宇都宮在陣説」）を以下に引用する。

そもそも忠隣・正信が秀忠の側近武将（部将カ）であるとの理由で、宇都宮にいたとみることも問題である。たとえば本多正信についていえば、[史料2]で小山に在陣している家康の書状写について、正信は「猶本多佐渡守可申候」と副状を出す立場にあり、正信も小山に在陣していたことは明らかである。そのみならず、七月二四日付けの真田信幸宛徳川家康書状写においても、「猶本多佐渡守可申候間」とあり、正信は副状を出す立場にあった。この二四日は家康が小山に着陣した日であるから、そうなると、正信はこの段階では秀忠の側近だったのではなく、家康の二一日の江戸城出馬の当初からこれに随従しており、二四日や二八日には小山で家康と同陣だったのである。それゆえ、二七日付けの忠隣・正信連署状は、秀忠ではなく家康の命令で、小山から出されたとみる方がよいということになる。

本多論文では、「小山評定」肯定論の立場であるため、上記のような解釈になるのであるが（なお、通説では家康は7月25日に小山着としているが、この点は一次史料では確認できない）、拙論として指摘したいのは、家康が宇都宮（正確には宇都宮城）に在陣している間は、書状の奉者（奏者）が秀忠（宇都宮に在陣していた）の

側近部将(大久保忠隣・本多正信)に入れ替わっている、という点を指摘したいのである。そこで、まず、大久保忠隣と本多正信が家康ではなく、秀忠の側近部将であることを示す史料を以下に提示する。

[史料5]⁽⁵⁴⁾

a 一昨廿三小金迄御着陣之貴札、b 今廿五於宇都宮ニ令拝見候、c 中納言も昨廿四至于(「宇都」脱カ)宮着陣被申候、d 今日者滞留ニ候、e 早々被入御念、御飛脚之段、具可申聞候、猶拝面ニ可得尊意候、恐惶謹言、

七月廿五日
安房侍従様
尊報

大久保治部少輔
忠隣(花押)

この「7月25日付里見義康宛大久保忠隣書状」([史料5]、以下、里見義康宛大久保忠隣書状)によれば、大久保忠隣が秀忠の側近部将であったことは明らかである。

下線aは、7月23日(一昨日)に里見義康が小金(下総国、現・千葉県松戸市)まで着陣したことを大久保忠隣に対して報じたことがわかる。

下線bは、下線aのことを報じた里見義康の書状を、7月25日(今日)大久保忠隣は宇都宮において拝見したことがわかる。

下線cは、徳川秀忠(「中納言」)も7月24日(昨日)に宇都宮に着陣した、としている。

下線dは、秀忠が7月25日(今日)も宇都宮に在陣している、としている。

下線eは、里見義康から来た書状(「飛脚」)の内容を、大久保忠隣が秀忠に申し聞かせる予定、としている。

このように、大久保忠隣が秀忠に対する取次であったことから、宇都宮を目指す途上の里見義康が大久保忠隣に対して書状を出して現在地を報告し、その書状を受け取った大久保忠隣が奏者として、秀忠にその書状を取り次いだのである。藤井論文で指摘するように、大久保忠隣が「家康の側に仕えた存在」であれば、このようなことにはならないであろう。

藤井論文では、白峰の前稿Bにおいて「この日(引用者注:7月晦日)に秀忠と大久保忠隣が宇都宮にいたという論証はなされておらず」としているが、里見義康宛大久保忠隣書状により、少なくとも、7月24日、同月25日に秀忠と大久保忠隣が宇都宮に在陣していたということは立証できる。

[史料6]⁽⁵⁵⁾

a 今度罷上ニ付而、貴所有御上度候由、本多佐渡守所迄被仰越候、b 然共其表肝要候之間、先々御延引可然存候、よき時分御左右可申入候間、其節御上洛尤候、恐々謹言、

九月十一日
正木弥九郎殿

江戸中納言
秀忠(花押)

この「9月11日付正木時茂宛徳川秀忠書状」は、秀忠が中山道を西上する途上で出されたものである。秀忠は9月10日に上田を發ち、同月13日に信濃下諏訪に着いているので⁽⁵⁶⁾、9月11日の時点では、その間を西上して来たことになる。

下線 a は、正木時茂（里見氏家臣）が秀忠の西上にあわせて、自身も西上したい旨を本多正信のところまで書状を出してきた、としている。

下線 b は、その正木時茂の申し出に対して、秀忠は、「其表」（＝宇都宮と思われる）（の守備が）重要であるので、正木時茂の西上については延期するように、と指示している。

下線 a によれば、本多正信は自分宛の正木時茂の書状を秀忠に奏者として取り次いだことがわかる。よって、9月11日の時点で、本多正信は秀忠に同道して中山道を西上していたことがわかる。

本多論文では「この二四日は家康が小山に着陣した日であるから、そうなると、正信はこの段階では秀忠の側近だったのではなく、家康の二一日の江戸城出馬の当初からこれに随従しており」と指摘しているが、本多正信が秀忠の側近ではなく、家康の7月21日の江戸城出馬の当初からこれに随従していた、という本多論文の想定が正しければ、本多正信は8月5日の家康の江戸帰還に同道し、その後、家康の西上（9月1日江戸発）に同道して、9月11日の時点（家康は9月11日に清須在⁽⁵⁷⁾）で家康に同道しているはずであろうが、上述のように、9月11日の時点で本多正信は秀忠に同道して中山道を西上していたのである。

秀忠書状について、本多正信が奉者（奏者）になっているものは、「(文禄2年～慶長5年頃カ) 4月15日付大田原晴清宛徳川秀忠書状」⁽⁵⁸⁾があり、大久保忠隣が奉者（奏者）になっているものは、「8月19日付津輕為信宛徳川秀忠書状写」⁽⁵⁹⁾、「10月10日付堀直次宛徳川秀忠書状写」⁽⁶⁰⁾、「10月16日付堀直次宛徳川秀忠書状写」⁽⁶¹⁾、「10月27日付大岡寛増宛徳川秀忠書状」⁽⁶²⁾、「(年未詳) 3月9日付大田原増清宛徳川秀忠御内書写」⁽⁶³⁾、「(年未詳) 3月9日付福原資保宛徳川秀忠御内書写」⁽⁶⁴⁾、「(年未詳) 3月9日付福原資保宛徳川秀忠御内書写」⁽⁶⁵⁾がある。

上述のように、前掲「8月19日付津輕為信宛徳川秀忠書状写」⁽⁶⁵⁾では、大久保忠隣が奉者（奏者）になっている。この8月19日の時点で、家康は江戸にいたので、大久保忠隣は秀忠の側近部将として宇都宮にいたことになる。

「8月23日付真田信幸宛徳川秀忠書状写」⁽⁶⁷⁾では、大久保忠隣と本多正信が奉者（奏者）になっている。この8月23日の時点で、家康は江戸にいたので、大久保忠隣と本多正信は秀忠の側近部将として宇都宮にいたことになる。

ちなみに、8月15日の時点で秀忠が宇都宮に在陣していたことは次の「8月15日付田中吉次宛本多忠政書状写」により明らかである。

〔史料7〕⁽⁶⁸⁾

急度申入候、a 其元之様子如何□ (様カ) 無御心□ (許カ) 儀存候、誠今度ハ [] 被成候へ共何たる [] 馳走奉存候、不申上失念仕候、b 奥筋之儀相替事無之 [] c 此方中納言 [] □ (宇カ) 都宮暮 [] 有之■ [] 拙者儀も□ (宇カ) 都宮居申候、d [] 可罷有と存候処ニ不透 [] 不罷上 [] 迷惑仕候、e 如何様頓而可罷上候条、其刻懸見相惜儀候、可得貴意候、乍然関東筋御用之儀者可被仰付候、疎意存間敷候、恐惶 (「謹言」脱カ)、

八月十五日

f 康吉 (忠政カ) (花押影)

g 本多平八

田中民部様

h 康吉 (忠政カ)

人々御中

この書状は、8月15日付で本多忠政が田中吉次（三河国岡崎城主・田中吉政の嫡子）に対して出した書状写である。差出書の署名は「康吉」（下線 f、下線 h）と記されているが、『寛永諸家系図伝』、『寛政重修諸家譜』には、「本多康吉」という人物は存在しない。また、下線 g には「本多平八」と記されているが、本多忠政（平八郎）は、慶長3年4月23日に従五位下美濃守に叙任しているので⁽⁶⁹⁾、本来であれば「本多美濃守」と記されるはずである。しかし、『柳川市史』史料編Ⅱ⁽⁷⁰⁾では、この書状について「本多忠政書状写」としているのので、本稿ではこの『柳川市史』史料編Ⅱの見解に従う。

下線 a は、「其元之様子」が不安である、としている。8月13日付で西上中の加藤嘉明が、田中吉次に対して岡崎城下の通行許可を求める書状を出しているの⁽⁷¹⁾、8月15日の時点で田中吉次は岡崎城に在城していたことは明らかである。よって、「其元之様子」とは岡崎城の状況ということになるが、マクロに見れば、反家康方の豊臣公儀方軍勢との対戦の今後の予想について本多忠政が心配している（つまり、悲観的に見ている）、という意味になる。

下線 b は、上杉景勝方と対峙する（宇都宮での）状況について変化はない、という意味である。

下線 c は、秀忠と本多忠政は（8月15日の時点で）宇都宮に在陣している、としている。

下線 d は、本多忠政が家康と共に西上できないことを残念に思った、ということであろう。しかし、下線 e では、やがて（秀忠に従って）西上するだろう、としている。

また、「10月12日付福原資保・岡本義保宛徳川秀忠書状」⁽⁷²⁾、「10月12日付那須資景・伊王野資信宛徳川秀忠書状」⁽⁷³⁾には、文頭において「大久保相模守所迄來書披見候」と記されている。

これは、福原資保・岡本義保、那須資景・伊王野資信からの書状を大久保忠隣が秀忠に取り次いだことを意味している。

そのほか、「9月5日付浅野長政宛徳川秀忠書状」⁽⁷⁴⁾には、文頭に「被入御念、大久保相模守・本多佐渡所迄御状披見申候」と記され、文末には「猶兩人かた方（＝より）可申入候、恐々謹言」と記されている。前者は、本多正信と大久保忠隣が浅野長政の書状を秀忠に取次いだことを示しており、後者は、本多正信と大久保忠隣がこの秀忠書状の奉者（奏者）であることを示している。

そして、秀忠は9月5日に小諸を発って、同日、信濃上田に着いたので⁽⁷⁵⁾、本多正信と大久保忠隣は、9月5日の時点では上田城攻めに向かう秀忠と同道していたことになる（本多正信と大久保忠隣が家康の側近部将であれば、9月5日の時点で、東海道を西上する家康と同道していたはずであるが、実際にはそうっていない）。

以上のことから、本多正信と大久保忠隣が秀忠の側近部将であることは明らかである。

[史料8]⁽⁷⁶⁾

御札拝見、本望之至候、a 如仰先日者内府御見廻被成候処、御仕合よく御座候而珍重存候、b 然者貴殿様御内儀方為御証人江戸江御引越候由、御太儀共ニ候、御宿・御扶持方以下則江戸江書状差添申候間、於様子可（「被」脱カ）御心安候、委曲御使者江申達候条、不能一・二候、恐惶謹言、

大久保相模守

^(ママ)
忠清（忠隣カ）在判

八月六日

本多佐渡守

正信在判

那須与一様
貴報

この「8月6日付那須資景宛大久保忠隣・本多正信連署状写」（〔史料8〕、以下、那須資景宛大久保忠隣・本多正信連署状）について現代語訳すると、「御札を拝見し本望の至りである。仰せのごとく、先日は（那須資景から）家康へ御見舞いをなされたところ、うまくいき珍重に思う。さて「貴殿様」（＝那須資景）の「御内儀方」を御証人として江戸へ引越す旨、大儀である。（そのための）御宿・御扶持方以下については、（大久保忠隣・本多正信から）江戸へ書状を差し添えたので、「様子」（＝状況）においては、安心するように。委曲は御使者へ申し達した。」というようになる。

つまり、①先日⁽⁷⁷⁾、那須資景から家康へ御見舞いをした（下線a）、②この見舞いとは、那須資景が家康へ見舞いの品を送ったのか、或いは、那須資景が家康に直接拝謁したのかは不明である、③那須資景の妻を証人として江戸へ送ることになり、その御宿・御扶持方以下について、大久保忠隣・本多正信から江戸へ書状を遣わした（下線b）、ということがわかる。

家康が江戸に帰着したのは、上述のように、8月5日であるから、那須資景宛大久保忠隣・本多正信連署状が出された8月6日の時点では、家康は江戸にいることになる。大久保忠隣と本多正信が家康の側近部将であれば、家康と共に江戸に帰ったはずであるが、そうになっていないことがわかる。

上述のように、本多正信と大久保忠隣が秀忠の側近部将であることは明らかであるので、8月6日の時点で、本多正信と大久保忠隣は宇都宮に在陣していたことになる。

下線aの内容からすると、家康への見舞いを取次いだのが大久保忠隣と本多正信であったと思われる、その時点（上述したように8月2日以前と想定される）では家康は宇都宮に在陣していたと推測される。「7月24日付真田信幸宛徳川家康書状写」⁽⁷⁸⁾の奉者（奏者）は本多正信、「7月26日付堀秀治宛徳川家康書状写」⁽⁷⁹⁾の奉者（奏者）は榊原康政と西尾吉次、「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」⁽⁸⁰⁾の奉者（奏者）は本多正信、「8月朔日付木曾諸奉行人中宛徳川家康朱印状」⁽⁸¹⁾の奉者は本多正信と大久保長安であった。

榊原康政も秀忠の側近部将であった。例えば、慶長10年（1605）4月29日の「秀忠公御参内之時行列之次第」には大久保忠隣（「大久保相模守」）と榊原康政（「榊原式部太輔」）の記載がある⁽⁸²⁾。

上杉討伐のため家康が伏見から東下して江戸に帰った7月2日から、江戸出陣をする7月21日まで、秀忠の側近部将である本多正信、大久保忠隣、榊原康政が家康書状の奉者（奏者）であった事例はないので、この3人は家康の側近部将でないことは明らかである。

上述のように、7月24日～8月1日までの間、家康書状の奉者（奏者）が秀忠（宇都宮に在陣していた）の側近部将（大久保忠隣・本多正信・榊原康政）に入れ替わっていた点は注目される。この点を考慮すると、7月24日～8月1日までは家康は秀忠と共に宇都宮に在陣していたことになる。その後、前稿Bで想定したように、家康は8月2日に宇都宮を発って8月5日に江戸に帰着した。

そして、上述したように、大久保忠隣と本多正信は家康の江戸帰還に同道せず、宇都宮に残ったので、その後、大久保忠隣と本多正信が家康書状の奉者（奏者）であった事例はない⁽⁸³⁾。

なお、前稿Bでは「7月晦日付塩谷孝信宛徳川家康書状」の年次比定について、『新修徳川家康文書の研究』第二輯に依拠して、慶長5年に比定した。しかし、前稿B発表後、竹井英文氏、新井敦史氏より、この文書は慶長5年ではなく天正15年（1582）に比定すべきである、との御指摘をいただいたので、この文書については、本稿では検討対象から除外する。

この文書について、年次比定の考察は、竹井英文『織豊政権と東国社会－「惣無事令」論を越えて』⁽⁸⁴⁾の「補論 天正末期下野国の政治情勢と豊臣政権一年未詳七月晦日付け徳川家康書状をめぐって－」を参照されたい⁽⁸⁵⁾。

前稿Bでは、家康の行動日程について、7月21日江戸発、22日～25日不明、26日宇都宮在、27日宇都宮から小山へ移動、28日小山在、晦日小山から宇都宮へ移動、7月晦日～8月2日宇都宮在、2日宇都宮発、3日～4日江戸へ移動、5日江戸着と想定したが、以上の検討により、本稿では、7月21日江戸発、23日宇都宮着、その後、8月2日まで宇都宮在、2日宇都宮発、3日～4日江戸へ移動、5日江戸着と想定を訂正する⁽⁸⁶⁾。

なお、後掲の「8月2日付森忠政宛徳川家康書状」〔史料10〕の下線cは、宇都宮に在陣した本多正信（秀忠の側近部将として宇都宮に在陣）のところへ出された森忠政の書状を、家康が宇都宮から江戸へ帰る「中途」に披見した、という意味と考えられるので、8月2日に家康が宇都宮を発したことの証左になる。

6. 家康書状に記された指示代名詞はどこを指すのか

藤井論文では、第四章の「1 白峰氏の家康宇都宮在陣説の検討」において、前稿Bで提示した家康の行動日程について「一覧して、一旦宇都宮まで軍勢を伴って北上した家康が、翌日に何故宇都宮の南に位置し、移動するとすれば少なくとも一日行程を要する小山に戻り、三、四日の滞在で宇都宮に再び戻るといふ不可思議な行動に疑問が生じる」と指摘された。

前稿Bで提示した家康の行動日程（江戸→宇都宮→小山→宇都宮→江戸）については、上述のように、本稿では訂正したが（江戸→宇都宮→江戸）、藤井論文で検討された史料について、あらためて検討したい。

「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」〔史料4〕については、上述したように、本稿では、内容的に7月28日に家康が小山に在陣したことを示すものではない、と結論付けた。

〔史料9〕⁽⁸⁷⁾

覚

- 一 大坂奉行中相違付而、從駿州尾州清須迄、城々人衆を入置、家中人賃(ママ)(質カ)等迄、堅仕置申付事、
- 一 a 中納言此地ニ差置候條、b 万事可有御相談事、
- 一 其表行様子之事
付、口上之事
已上

八月二日

○(家康朱印) ○印文ニ「忠恕」トアリ、

〔史料10〕⁽⁸⁸⁾

c 從中途、本多佐渡守所迄之御折昏披見、令得其意候、其表之儀無聊爾候様、御仕置尤に候、d 爰元二者、中納言差置、我等者清須迄之手置ヲ申付、近々為上洛可申、先到于江戸帰陣申候、川中嶋へ被着候哉承度候、恐々謹言、

八月二日

家康御判

川中嶋侍從殿

〔史料11〕⁽⁸⁹⁾

切々御飛脚、御懇意之段祝著之至候、上方三人之奉行相替付而、各相談、為可令上洛、一昨五日江戸致帰城候、当表之儀、e 中納言宇都宮差置、佐竹令談合、白川表へ可相働由申付候間、其陣御働之儀、無越度様被仰付尤候、委細者、先書大屋小平次申候間、不能具候、恐々謹言、

八月七日

家康(花押)

大崎少将殿

前稿Bでは、「8月2日付伊達政宗宛カ徳川家康書状」(〔史料9〕)において、秀忠(「中納言」)を「此地」に差し置く(下線a)、とした「此地」(下線a)、「8月2日付森忠政宛徳川家康書状」(〔史料10〕)において、「爰元」には秀忠(「中納言」)を差し置く(下線d)とした「爰元」(下線d)がどこなのか、という点について、「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」(〔史料11〕)に秀忠(「中納言」)を「宇都宮」に差し置く(下線e)、と記されているので、「此地」(下線a)、「爰元」(下線d)とは「宇都宮」(下線e)である、と論証した。

この前稿Bでの論証に対して、藤井論文では以下のように批判されている。

いかにも納得できる論証のようだが、八月二日段階で、宛所の伊達政宗は陸奥名取郡北目城を拠点に上杉方と対峙し、森忠政は信濃川中島に戻る途中か戻って居り、両者とも下野にいた家康とは遠く離れた地におり、「此地」「爰元」を宇都宮あるいは小山に特定する必要はなく、広く上杉攻めの基地であった下野と解することに不都合はないだろう。

また、水野論考2では、以下のように指摘されている。

しかし、前掲の榊原康政書状と同様に「此地」、「爰元」を白河口方面や下野国と捉えれば問題ない。

つまり、藤井論文では「此地」、「爰元」＝「下野」、水野論考2では「此地」、「爰元」＝「白河口方面や下野国」というように広いエリアと解釈しており、その理由として、藤井論文では、宛所の伊達政宗、森忠政は「下野にいた家康とは遠く離れた地」にいるから、としている。

この藤井論文、水野論考2の解釈の妥当性を検討するため、まず、語義の解釈からおこなう。『日葡辞書』によれば「爰元(ココモト)」とは「こちら、または、ここ」⁽⁹⁰⁾とあり、広範な地域を指すのではなく、限定された場所を指すことは明らかである。

「此地」(＝この地)の「この」とは「自分の手に触れるほど近くにあるものを指示する」⁽⁹¹⁾という意味であるので、「此地」(＝この地)についても、広範な地域を指すのではなく、限定された場所を指すことは明らかである。

また、「中納言此地ニ差置候条、万事可有御相談事」(下線a、下線b)とは、「秀忠をこの地に置くので、万事(について秀忠と)相談すること」と家康が政宗に対して述べているので、具体的には、政宗が秀忠と書状のやり取り、使者のやり取りをして相談するように指示しているのである。この点を考慮すると、政宗が宇都宮にいる秀忠に書状を出す、という前提が成立していなければならず、藤井論文が指摘するように「此地」＝「下野」、水野論考2が指摘するように「此地」＝「白河口方面や下野国」では、政宗は下野国内のどの場所に対して書状を出せばよいのかわからなくなってしまうのである。そして、藤井論文が指摘するように、宛所の人物が遠隔地にいるからといって、アバウトな(広範囲な)エリアを記しても「不都合はない」としている点はいかがであらうか。平時では、そういった解釈も可能かもしれないが、特に、この時点では有事(特に伊達政宗は反上杉景勝の戦時闘争という意味では家康と同盟関係にある)であり、平時における単なる交流の書面という意味ではなく、遠隔地であっても、家康にとっては重要な味方の大名であるから、正確な位置情報を提示しないと情報が正しく伝わらないのである。

ただし、上述したように、家康は自身の安全を心配した危機感から、自分の位置情報について書状には具体的地名は記さずに、指示代名詞しか記さなかったと思われるので、「8月2日付伊達政宗宛カ徳川家康書状」(〔史料9〕)では「此地」(下線a)という指示代名詞しか記さず、江戸に帰ったのちの「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」(〔史料11〕)において、「宇都宮」(下線e)という具体的地名を記した、と考えられる。

藤井論文では「八月七日の書状で伊達政宗に「中納言宇都宮差置」と申し送ったのは、家康がこの時点では下野を離れ江戸にいたため「宇都宮」と記したのであり、日時・家康の居所を踏まえたとき、家康在宇都宮の論拠とはならないであろう」と指摘している。しかし、「8月2日付伊達政宗宛カ徳川家康書状」(〔史料9〕)と「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」(〔史料11〕)における秀忠の在陣場所は同一の場所(特定の場所)を指していることは明らかなので、「此地」(下線a)＝「宇都宮」(下線e)と考えるべきであろう。

また、前稿Bでの論証に対して、本多論文では以下のように高く評価していただいた。

これらの指摘の限りでは、八月二日の時点で家康はたしかに宇都宮に在陣していたとみられる。一次史料を読み込むことによって、家康の宇都宮在陣をはじめて明らかにされたことは、まさに卓見であった。問題は、家康の宇都宮着陣の時期は何時かということと、途中で小山に戻るといったようなことがあったのかどうかということである。

このように、本多論文で、前稿Bでの家康宇都宮在陣説を高く評価していただいたことには大変感謝している。「家康の宇都宮着陣の時期」については、本稿では、上述のように、7月23日と推定した。また、「途中で小山に戻るといったようなことがあったのかどうかということ」については、本稿では、上述のように、小山に戻っていない、と訂正した。この点については、藤井論文でも「一覽して、一旦宇都宮まで軍勢を伴って北上した家康が、翌日に何故宇都宮の南に位置し、移動するとすれば少なくとも一日行程を要する小山に戻り、三、四日の滞在で宇都宮に再び戻るといった不可思議な行動に疑問が生じる」と指摘されたが、本稿では、上述のように、家康は小山に戻っていない、と訂正した。

残念ながら、その後、本多論考において、以下のように、本多氏は家康宇都宮在陣説を撤回されている。

そこには（引用者注：「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状」、「8月25日付長束正家等宛上杉景勝書状」）、家康が宇都宮までやって来たという形跡はまったくみられないため、拙稿（引用者注：本多論考を指す）で家康は七月晦日に宇都宮に向かったとしたことについては、撤回することとした。

確かに、「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状」、「8月25日付長束正家等宛上杉景勝書状」は一次史料ではあるが、家康自身が記した書状ではないので、一次史料としては家康書状に比較して内容的に史料批判の必要があり、「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状」は伝聞情報として記されているので、その点は史料批判の必要がある。よって、大変僭越ではあるが、本多氏は家康宇都宮在陣説を撤回される必要はなかったのではないだろうか。

なお、「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状」、「8月25日付長束正家等宛上杉景勝書状」の内容検討については後述する。

〔史料12〕⁽⁹²⁾

（包紙ウワ書）

「榊原式太殿ノ状七月廿七日ノ日付、八月七日傳内持来ル」

猶々其表御行之儀も先以御延引尤候、以上

a 遠路御使札忝存候、御昏面之趣、則内府ニ為申聞候處、被入御念段祝着ニ被存候、然者於上方、石治少・大刑少別心仕ニ付而、大坂方 御袋様并三人之奉行衆、北国羽肥州など早々内府被致上洛尤之由申来候間、右之別心仕兩人為成敗、b 今度此方へ御下候上方衆致同道、上洛被申候、路次中城々へも番勢を入、仕置丈夫

ニ致被罷上候、c 此表之仕置者、武蔵守ニ被申渡候、旁可御心安候、d 拙者式今度者、此方ニ残置被申候、相替儀候者節々可申達候、恐惶謹言、

七月廿七日

秋藤太様
e 御報

榊式部太輔
康政 (花押)

この「7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」の内容として、前稿Bでは、①榊原康政は秋田実季から来た使札の内容を家康に申し聞かせた(下線a)、②この度、「此方」へ下ってきた上方衆に同道して家康は上洛する(下線b)、③「此表」の仕置は徳川秀忠に申し渡す(下線c)、④榊原康政はこの度は「此方」に残し置かれることになった(下線d)、とまとめた。

そして、上記③の「此表」と上記④の「此方」は宇都宮を指すことは明らかであるので、上記②の「此方」も宇都宮を指すことになり、上杉討伐のために上方から下ってきた諸将は、宇都宮に集結しており、諸将は宇都宮から反転西上することになった、と指摘した。

前稿Bでのこの指摘に対して、藤井論文では以下のように反論された。

①②は特に異論はない、しかし、「③の「此表」と④の「此方」は宇都宮を指すことは明らかである」とされるが、この時秋田実季は出羽方面におり、先に検討したと同様、「此表」「此方」を特に宇都宮とする必然性はなく、家康が小山にいてもこの表現で矛盾することはない。

この藤井論文の指摘では、③「此表」、④「此方」＝「小山」としても矛盾はない、としている。しかし、③「此表」、④「此方」＝「小山」というように解釈すると、秀忠は小山の仕置を家康から申し渡され、榊原康政は小山に残し置かれることになった、ということになる。

また、上記の榊原康政書状の文脈からすると、②の「此方」と④の「此方」は場所として一致しないとけなないので、この点からも、藤井論文の解釈では④「此方」＝「小山」という解釈になり、榊原康政は小山に残し置かれることになった、ということになる。

しかし、実際には、秀忠は宇都宮に差し置かれた(「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」〔史料11〕、「8月12日付伊達政宗宛徳川秀忠書状」⁽⁹³⁾、「8月28日付黒田長政宛徳川秀忠書状写」⁽⁹⁴⁾)のであるから、秀忠は小山の仕置を家康から申し渡された、とする解釈は整合しないし、秀忠が宇都宮に差し置かれたのに、秀忠の側近部将である榊原康政⁽⁹⁵⁾が秀忠から離れて小山に残し置かれた、とするのは想定し難い。

そもそも、下線eに「御報」とあることや下線aの内容から、この書状は秋田実季から榊原康政に対して出された書状への返信であり、秋田実季は榊原康政がいる場所をわかっている、その場所に対して書状を出したはずである。よって、この書状では「此方」(下線b、下線d)、「此表」(下線c)というように具体的地名を書かずに、指示代名詞(「此方」、「此表」)を書いたのであろう。

とすると、秋田実季は榊原康政がいる場所をどこであるとわかっていたのか、というと、上杉討伐の徳川方の本営である宇都宮（城）に向けて出したはずである。宇都宮が上杉討伐の徳川方の本営であったことは、細川忠興が7月20日に宇都宮に着陣し⁽⁹⁶⁾、森忠政が7月21日に宇都宮に着陣し⁽⁹⁷⁾、家康は宇都宮へ着陣することを予定していた⁽⁹⁸⁾ことから明らかである。

不思議なのは、家康書状に「小山」という具体的地名の記載が1例⁽⁹⁹⁾を除いて出てこない点である。その1例である「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」についても、本稿では上述のように、7月28日の時点で家康の小山在陣を意味するものではない、と指摘した。

よって、秋田実季が小山に向けて書状を出したとは想定し難い。以上のように藤井論文の指摘に対して反論した。前稿Bでの指摘に対して、水野論考2では以下のように指摘された。

書状の宛所が、米沢口から上杉領へ侵攻する予定であった秋田実季であることを踏まえれば、「此表」「此方」を宇都宮と局地的に絞るのではなく、白河口方面や下野国と捉えるべきである。

この水野論考2の指摘によれば、「此表」、「此方」＝「白河口方面や下野国」というようにマクロなエリアとしてとらえるべきである、ということになる。しかし、「7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」〔史料12〕に「此表之仕置者、武蔵守ニ被申渡候」（下線c）とあり、「8月12日付伊達政宗宛徳川秀忠書状」⁽¹⁰⁰⁾に「此表致仕置等候て、宇都宮ニ有之事候」とあることからすれば、「此表」＝「宇都宮」であることは明白である。

さらに、「8月28日付黒田長政宛徳川秀忠書状」⁽¹⁰¹⁾には「然者此中宇都宮ニ有之而、境目丈夫ニ申付候間」とあるので、秀忠の「此表」での「仕置」（「8月12日付伊達政宗宛徳川秀忠書状」⁽¹⁰²⁾）とは、具体的には、秀忠が宇都宮に在陣して「境目」を「丈夫ニ」申し付けることであることがわかる。この点からも「此表」＝「宇都宮」であることがわかる。以上のように水野論考2の指摘に対して反論した。

なお、本多論考では、前稿Bでの指摘に対して「私（引用者注：本多氏）は「此地」「爰元」と「此表」「此方」との違いについては、なお検討の余地があるようにも思うが（後略）」として判断を保留されている。

7. 上杉景勝サイドの史料に記された「小山」の記載（その1）

藤井論文、水野論考2で指摘を受けた上杉景勝サイドの史料に記された「小山」の記載について検討する。

藤井論文では「7月27日付本村造酒丞等宛直江兼統書状」の三条目の記載から「上杉方では家康が下野岩槻にいたとの情報をこの時点では持っていた」と指摘し、「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状」の記載から「上杉方の情報であるが家康の小山在陣が確認できる」と指摘している。

また、藤井論文では「8月25日付長束正家等宛上杉景勝書状」の第五条の記載から「この文面からは四日在家康が小山を発った日なのか江戸に着いた日なのかは確定しがたいが、この日あるいはこの直前に家康が小山にいたことが、敵対する勢力の情報ではあれ確認できる。ここでも白峰氏が主張されるように家康が在宇都宮であれば、小山ではなく宇都宮と記されたと考えられる。」と指摘している。

水野論考2では「8月5日付直江兼続書状(宛名欠)」の記載から「家康が複数日、小山に滞在していたことは間違いなく、軍を西上させることに決めた家康が、大軍を北進させる必要もない。よって、宇都宮在陣説も否定される。」と指摘している。

こうした指摘について検討するため、以下に関係史料を引用する。

[史料13]⁽¹⁰³⁾

連書令披見候

- 一 a 河俣地江相動之由無心元候処、半途迄各乗出、敵城責落、櫻田始、無残処討果之由、粉骨御感之事
- 一 b 小手内大館江青柳井上泉組之人数以而、即時責、撫切申付候由、心地好次第候、c 兩地仁而之首級注進御感之事
- 一 d 自白川申来分者、自岩付内府被引返之由、e 乍去實儀者不相知候、追而可申越候事
- 一 f 白石正宗在陣之由付而、^(ママ)後助(後詰カ)被 仰付候、併此方之小旗共先見候者、正宗引退可申候条、其表引出可討果候、g 各軍謀油断不可有之候、尤正宗行之様子注進可申上候、恐々謹言

直江山城守

七月廿七日 兼續

本村造酒丞殿

上泉主水正殿

榎並三郎兵衛殿

この「7月27日付本村造酒丞他2名宛直江兼続書状写」([史料13])について、本間宏氏は以下のように指摘している⁽¹⁰⁴⁾。

兼続は、まず一条目において河俣城の奪還を褒めています。七月二十四日に、伊達氏配下の櫻田玄蕃が奪った河俣城(川俣城)を即時奪い返したことに關するものです。二条目も伊達氏による伊達郡小手郷侵攻に關する記事で、大館における「撫切」敢行について触れ、青柳らの働きを褒めています。三条目では、白河から寄せられた情報を伝えています。家康が岩槻から撤退したという情報が伝わったが、事実ではないと思うので改めて連絡するという趣旨です。これにより、兼続が白河にいないことがはっきりわかります。四条目では、伊達政宗への対応が記されています。「白石に政宗これある由、すなわち後詰め仰せつけられ候」とあります。七月二十五日の白石落城を踏まえ、伊達政宗対策のため、兼続に援軍発動の指令が景勝から下されたことを意味しています。

この直江兼続書状写([史料13])の宛所の3名については、本間宏氏の指摘によれば「福島から河俣救援に向かった自身直属の家臣たち」⁽¹⁰⁵⁾である。

「河俣救援」の経緯について、本間宏氏は以下のように指摘している⁽¹⁰⁶⁾。

家康の方針転換を知らなかった伊達政宗は、七月二十四日に家康に無断のまま白石城（刈田郡）と河俣城（伊達郡川俣）を同時攻撃した。伊達氏にとって、自領と接しない河俣を奪取するメリットはない。河俣攻撃は、上杉勢の注意を河俣に惹き付けることにより、白石城への上杉方の援軍を断つことを目的としていた。駒ヶ嶺城主桜田元親率いる河俣方面軍は、上杉氏領の河俣城と小手郷大館をたちまちに占拠した。しかし、もとより陽動戦にすぎない軍事行動である。福島と安達から駆け付けた上杉勢が、即時にこれを奪還した。

こうした本間氏の指摘を考慮すると、「7月27日付本村造酒丞他2名宛直江兼続書状写」（〔史料13〕）は、伊達政宗の白石城攻撃により、白石城が落城した7月25日の2日後に出されたものである。一条目と二条目では「河俣地」（下線 a）と「小手内大館」（下線 b）を上杉方が奪還した際の戦いの「首級注進」（＝首帳の注進）（下線 c）に対して、上杉景勝から「御感」を賜ったことを記している。この首帳について、本間宏氏は「上泉泰綱による七月晦日付首帳には、首級一〇六のほか、打ち捨ては際限なかったと記されている（『覚上公御書集』）」と指摘している⁽¹⁰⁷⁾。このことからすると、かなりの激戦であったことがわかる。

三条目では、白河（陸奥国、現・福島県白河市）よりの報告として、岩付⁽¹⁰⁸⁾（武蔵国、現・埼玉県さいたま市岩槻区）より家康が引き返した、ということを報じている（下線 d）。ただし、この報告について「實儀」（＝真実⁽¹⁰⁹⁾）はわからない（下線 e）、と情報の信憑性について疑問を提示して、追って（追加情報を？）兼続の方へ申し越してくるだろう、としている。

四条目では、伊達政宗は（7月27日の時点で）白石に在陣している（下線 f）、としたうえで、伊達政宗の軍事行動の状況（「行之様子」）を注進するように指示している（下線 g）。

このように見ると、三条目では家康の動向、四条目では政宗の動向、というように対比させて記していることがわかる。

三条目で記された家康の動向（＝岩付から引き返したこと）が本当であれば、上杉方としては、この時点で、伊達政宗との戦いに注力できることになるので、その意味で、三条目と四条目は関連しており、三条目に家康の動向（不確実な情報ではあるが）を記したのであろう。このように家康の所在地と政宗の所在地を対比して記している点に注意したい。

この直江兼続書状写（〔史料13〕）の日付は7月27日になっているが、上述したように、家康は7月21日に江戸を発っているので、その6日後ということになる。直江兼続のもとへ白河からの報告が届いたのは、それ以前と推測されるが、江戸から近距離の岩付から家康が引き返した、という情報については、直江兼続も「實儀」（＝真実）とは思えなかったようであり、実際にこの情報は誤報であった（上述したように、本稿における家康の行動日程の想定では7月27日は宇都宮に在陣している）。

上杉サイドにおける白河は徳川サイドの下野国と国境を挟んで、上杉サイドの最前線の拠点であるから、上杉討伐が発動された場合は、最初に両軍が激突するであろう場所なので、家康の動向を注視して情報収集していたのは容易に推測できるが、このことからわかるのは、家康の動向に関する上杉サイドの情報の確度は低かった、ということである。

[史料14]⁽¹¹⁰⁾

追而爰元之儀、今少見合可罷移候、御帰ハ今月中相極候条、各御相談、万事不可有御油断候、
下々齋并先方衆へも伝言申度候、以上、

a 御状披見、白川表方日々注進、内府いまた小山在陣(陣カ)之由申候条、 b 其元無御油断、御仕置専
一候、梁川之御加勢入置候、珍儀候者可申述候、 c 次二佐竹方使者昨日罷越候、從義宣如御断者、今度
上方之儀に付而内府方証人こわれ候得共、不通に申きり候条、定而手切可有之候、左様二候ハ、御加勢
申請度との事二候条、ふかへ〜請申て、使者かへし申候、可御心安候、 d 又御奉行中ハ諸国へ被遣候ケ条
書状之写進之候、猶自是可申入候、恐々謹言、

直山

八月五日

兼統

岩備州

御報

この「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状写」(〔史料14〕)について、本間宏氏は以下のように指摘している⁽¹¹¹⁾。

直江兼統が、会津三奉行の一人である岩井備中守信能^{のぶよし}に宛てたものです。(中略)白河からの報告を受けた兼統が、岩井にその内容を伝えたものです。しかし、「其元御油断無く御仕置専一候」と続くことから岩井は白河に近い場所にいるのも確実です。(中略)徳川家康は、八月五日に江戸城に帰還していますが(中略)その情報がまだ兼統に伝わっていないことを示します。(中略)兼統は家康撤退の事実を把握していなかったのです。さらに重要なのは、「内府いまた小山在陣の由」と記している点です。すでに、七月二十七日の段階から、家康撤退の風聞は聞こえていました。兼統は、上方の異変により、家康が小山から撤退することを確信していたのです。それが「いまた(未だ)」という言葉に表れています。(中略)次に、佐竹義宣からの使者が来て、家康と手を切るので協力願いたいという申し出があり、兼統が了承したという記述があります。佐竹氏との盟約がきちんと結ばれていなかったことを示します。(中略)兼統は、今少し見合わせたあとで一度移動し、今月中には若松に「御帰」りすると伝えていきます。(下線引用者)

下線における「七月二十七日の段階」とは、上述した「7月27日付本村造酒丞他2名宛直江兼統書状写」(〔史料13〕)を指すと思われる、「上方の異変」とは、7月17日に大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出したことを指すと思われる。

本間氏が、下線aにおける「いまた」という文言に着目した点は注目され、「内府ちかひの条々」が出されたにもかかわらず、(意外にも)いまだに家康は「小山在陣の由」という意味に解釈されていると思われる。

本間氏が指摘するように、家康が江戸城に帰った8月5日の時点で、その事実(家康の江戸への撤退)を兼統は把握しておらず、白河方面からの(兼統への)注進として、家康はいまだ小山に在陣している旨を報じている

(下線 a)。本間氏の指摘によれば、この書状の宛所である岩井信能は「白河に近い場所にいるのも確実」とのことなので、兼統としては、岩井信能に対して、油断しないように指示した(下線 b)のは当然であった。

「日々注進」(下線 a)とあることから、白河方面から兼統への注進は複数来ており、そのいずれもが、家康の小山在陣を報じていた、ということになる。

下線 d については、本間宏氏は「これは、豊臣家奉行衆から諸国に送られた七月十七日付け書状および「内府ちかひ(違ひ)の条々」と呼ばれる家康弾劾状です。兼統はこれを八月三日に受け取り、その写しを作成し、四日に福島城将たちに送り、五日には岩井信能に送っています。」⁽¹¹²⁾と指摘している。

こうした本間氏の指摘を考慮したうえで、この書状の発給者である直江兼統の所在位置と、この書状の宛所である岩井信能の所在位置を考えたい。

直江兼統の所在位置について、本間宏氏は、高橋明氏の研究成果を紹介する形で「高橋明氏は、慶長五年の七月下旬から八月月上旬の直江兼統書状に基づき、兼統が安子島城を拠点として全方位にわたる司令を発していたとする説を具体的に論じています。」⁽¹¹³⁾、「高橋明氏は、兼統が布陣した場所が安子島と推定し、安子島城こそが「紹襲録」記載の支城「浅香城」であろうと考察しています(高橋明二〇〇九①〔=引用者注:高橋明「直江兼統の安子島張陣」平成二一年度福島県史学会大会資料〕)、本書「あとがき」参照)⁽¹¹⁴⁾と指摘している。

岩井信能の所在位置について、本間宏氏は、「8月12日付岩井信能宛直江兼統書状写」(『歴代古案』1123号)に「白川表いよいよ無事の由、珍重に存じ候」という表現があるので、兼統の居場所から見れば白河方面の場所で、白河には近いけれども白河ではない場所に岩井信能が出陣しているということになります。このように分析した高橋明氏は、【史料20】〔引用者注:「8月8日付岩井信能他3名宛上杉景勝書状写」〕の内容を考慮し、島津下々齋が城代を務める長沼城に岩井信能が派遣され、白河方面の指揮を執ったものと推定しました(高橋明二〇〇九①〔=引用者注:高橋明「直江兼統の安子島張陣」平成二一年度福島県史学会大会資料〕)⁽¹¹⁵⁾と指摘している。

よって、「8月8日付岩井信能他3名宛上杉景勝書状写」を以下に引用する。

〔史料15〕⁽¹¹⁶⁾

其元在陣(陣カ)、苦勞無是非候、雖勿論候、各令相談、堅固之仕置專一候、a 関東表相替儀候者、注進待入
候、謹言、
こ

(朱書)「慶長五」

八月八日

景勝

岩井備中守殿

嶋津下々齋(「殿」脱カ)

寺村美濃守殿

岡 佐渡守殿

この上杉景勝書状写(〔史料15〕)について、本間宏氏は、「おのおの相談せしめ堅固の仕置き專一候」の一言から、四人の武将が同じ場所にいることがわかります。「関東表」の情報を伝えるように指示していることから、岩井信能は、関東の情報を若松に伝えやすい場所にいると推定するのが自然です。島津下々齋は長沼城代ですので、

岩井信能の在陣場所は長沼城であった可能性が高いこととなります。」⁽¹¹⁷⁾と指摘している。

以上の本間宏氏、高橋明氏の種々の指摘を整理すると、直江兼統は安子島城あごがしま(現・福島県郡山市熱海町安子島)に在陣し、岩井信能は長沼城代の島津下々齋などと共に長沼城(現・福島県須賀川市長沼)に在陣していたことになる。そして、上杉景勝は若松城に在城していた⁽¹¹⁸⁾。

「8月8日付岩井信能他3名宛上杉景勝書状写」〔史料15〕の下線aによれば、岩井信能は長沼城代の島津下々齋などと共に長沼城に在陣して「関東表」つまり徳川方の動向の情報を収集して、若松城に在城した上杉景勝に報告する立場であったことがわかる。

上述した「7月27日付本村造酒丞他2名宛直江兼統書状写」〔史料13〕にあるように、直江兼統が、白河方面から遠く離れた家臣に対して、白河からの情報として家康の所在位置を報じたことは整合的に理解できる(家康が岩付から引き返した、という情報は結果的に誤報であった)。

しかし、直江兼統が在陣している安子島よりも白河に近い場所にある長沼城に在陣していた岩井信能に対して、直江兼統が白河からの情報(注進)として、家康はまだ小山に在陣している、と報じている(「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状写」〔史料14〕)のは不可解と言わざるを得ない。

「8月8日付岩井信能他3名宛上杉景勝書状写」〔史料15〕の下線aにあるように、岩井信能は長沼城に在陣して徳川方の動向の情報を収集する上杉サイドの最前線に位置したわけであるから、白河からの情報(家康の位置情報)を直江兼統から受けるのではなく、逆に直江兼統に対して白河からの情報を報告(家康の位置情報)する立場にいたはずである。

このことを考慮すると、「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状写」〔史料14〕にある家康の位置情報に関する情報源は「白川表」ではなく、それ以外の情報源であった可能性が高い(つまり、情報源を「白川表」に偽装して、本当の情報源はそれ以外であった可能性が高い)。

そこで想起されるのが、上述した「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」〔史料4〕における「此方も小山令在陣」(上述したように、本稿では、この記載は家康の小山在陣を示すものではない、と解釈した)という記載である。

蘆名盛重は佐竹義宣の弟である。「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状写」〔史料14〕に、佐竹義宣からの使者が昨日(=8月4日)に直江兼統のところへ来た(下線c)、という記載があることから佐竹義宣の弟である蘆名盛重を経由して、佐竹義宣の使者が直江兼統のところへ家康の小山在陣情報をもたらし、それを「白川表」からの情報と偽装して(佐竹義宣からの情報源を秘匿するため)兼統は、岩井信能に対して家康の小山在陣情報を記した、というのが真相と推測される。

上述したように、家康はそうしたことを見越して(予想して)、上杉サイドに自分(家康)の位置情報を誤認させる目的で、蘆名盛重に対して意図的に「此方も小山令在陣」と記して書状を出した、と推測される。

「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」〔史料4〕と「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状写」〔史料14〕の日付の関係を見ると、8月5日は家康が書状を出した7月28日の7日後になり、日付的には、上記の私見による想定と時間的経過としては無理なく理解できる。

「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状写」〔史料14〕によれば、佐竹義宣の使者が直江兼統のところへ来たのは

8月4日であるので、家康（本稿の想定では在宇都宮）〔7月28日に書状を出す〕→蘆名盛重（常陸国江戸崎）→佐竹義宣（常陸国水戸）→佐竹義宣の使者〔8月4日に直江兼統のところへ着く〕→直江兼統（陸奥国安子島）〔8月5日に書状を出す〕→岩井信能（陸奥国長沼）という経過になる。

「7月27日付本村造酒丞他2名宛直江兼統書状写」（〔史料13〕）では「岩付」という地名であったが、「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状写」（〔史料14〕）では唐突に「小山」という地名に変わった点も「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」（〔史料4〕）が情報源であったと推測すれば、総合的に理解できる。

8. 上杉景勝サイドの史料に記された「小山」の記載（その2）

その他、上杉サイドの史料として、藤井論文で指摘されたように、「8月25日付長東正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以・毛利輝元・宇喜多秀家宛宛上杉景勝書状」⁽¹¹⁹⁾の第五条として以下の記載がある。また、第八条に第五条と関連する記載がある。よって、第五条と第八条を以下に引用する。

〔史料16〕⁽¹²⁰⁾

（前略）

- 一 a 當表之儀、b 如蒙仰、c 去月廿一日内府江戸を被打立、d 廿六・七時分白河發向議定之屬ニ、e 上方變化之様子動轉、f 恙敗軍候、g 内府者今月四日ニ小山方江戸へ被打入候、h 則関東表可罷出処、取上・政宗見合、慮外之躰候条、急度申付、奥口相済、関東へ三昧可仕候上者、卒尔ニ関東表及調議、奥口蜂起候へハ、手成^(ママ)（手前カ）見苦候条、右之分候、i 但内府上洛議定ニ候者、佐竹令相談、抛万事関東亂入之支度無油斷候条、可御心安之事

（中略）

- 一 j 當表之儀者、随分丈夫ニ可申付候条、可御心易候、k 諸口申付候故、急速関東へ不罷出候儀、可存千万候、l 併來月中者佐竹相談、是非可及行候、m 猶當表仕置、取上・政宗義も御指圖次第、可（「被脱カ）存其旨候、恐こ謹言、

會津中納言

八月廿五日

景勝（花押）

長大

増右

石治少

徳善院

輝元

秀家

参 n 御報人こ御中

藤井論文では、東京大学史料編纂所写真帳「真田家文書」で確認されて、刊本の『真田家文書』上巻、59号文書で「白河発向」とあるのを「白河表発向」、「上方変化の様子動転」を「上方変化の様子ニ動転」と訂正して論文に引用している。

藤井論文では、「宛名が「長大／増右／石治部^(ママ)(石治少カ)／徳善院／輝元／秀家／参御報人々御中」となっている。実際に送られたものとしては形式が調っていない。しかし、景勝の花押、内容等に問題はない。あえて推測すれば、この書状が「真田家文書」に伝来することからして、上杉景勝から真田氏に情報の一つとして送られたものではないだろうか。」と指摘されている。

この藤井論文の推測は、上杉景勝は書状の原文書は二大老・四奉行宛に送る一方で、その写を作成して真田氏に送った(そのため、二大老・四奉行の宛名は略称としたが、景勝の署名と花押は本物である)、という意味であろう。

この藤井論文の見解に従えば、二大老・四奉行宛上杉景勝書状の原文書は二大老・四奉行宛に送られ、「真田家文書」に伝来している二大老・四奉行宛上杉景勝書状はその写ということになる。

この二大老・四奉行宛上杉景勝書状の写真(部分)が、丸島和洋『真田信繁の書状を読む』⁽¹²¹⁾に掲載されていて、その景勝の署名と花押を見ると、藤井論文が指摘するように問題はないように思われる。

この二大老・四奉行宛上杉景勝書状が、真田家文書として伝存していることについて、前掲・丸島和洋『真田信繁の書状を読む』⁽¹²²⁾では「この書状は「西軍」首脳部のもとには届いていない。「真田家文書」に伝来している以上、上田に届いたもののそれ以上は使者が進めなかったか、信幸が沼田で使者を捕縛したかのいずれかとなる。」と指摘されている。

上述したように、「真田家文書」に伝来したこの二大老・四奉行宛上杉景勝書状について、原文書であり二大老・四奉行に届かなかったと見るのか(丸島氏の見解)、或いは、「真田家文書」に伝来したのは写であり原文書は二大老・四奉行宛に別途発送されたと見るのか(藤井論文の見解)、今後検討する必要があるが、藤井論文で指摘されているように、宛名が略称となっているなど「実際に送られたものとしては形式が調っていない」という点は留意する必要があるだろう。

それでは、この二大老・四奉行宛上杉景勝書状の内容について検討する。下線 b に「如蒙仰」、下線 n に「御報」とあることから、この二大老・四奉行宛上杉景勝書状は返書であることがわかる。宛所が二大老・四奉行であることからすると、二大老・四奉行が上杉景勝に対して出した連署状に対する上杉景勝からの返書と考えられる⁽¹²³⁾。ただし、二大老・四奉行が上杉景勝に対して出したこの連署状は伝存していない。

下線 a の「當表之儀」、下線 j の「當表之儀者」とは、上杉景勝が在城する若松城を中心とした上杉サイドの戦線エリアを指すと思われる。その意味では、第五条と第八条は、内容的に重なる記載箇所がある(この点は後述する)。

下線 b に「如蒙仰」とあるので、二大老・四奉行サイドから上杉景勝に対して、何らかの情報提供があったことがわかるが、その情報提供に該当する箇所が、下線 c、下線 d、下線 e、下線 f と考えられる。下線 c は 7 月 21 日に家康が江戸を出陣した、とするもので、このことは情報として正確である。下線 d は、7 月 26 日、

同月27日頃に家康が白河（白河は上杉領）に向けて出陣することが決まっていた、としている。このことは家康サイドの史料では見られないことであり、このことが事実であれば、上杉討伐の延期を決定する場合は、7月25日以前に決定しなければならないことになる。上述のように、本稿では、宇都宮における家康による上杉討伐の延期の決定の月日を7月23日と推定したが、このことは、上杉討伐の延期を決定する場合は、7月25日以前に決定しなければならない、という点と日付的に整合する。

下線 e は、ところが、（家康は）上方の「変化」の状況に「動転」した、としている。これは、具体的には、7月17日に大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾し、家康を豊臣公儀から放逐したことを示している。

このことによって、上杉討伐の正統性が失われ、家康は上杉討伐の延期に追い込まれたわけであるが、『日葡辞書』によれば「動転（ドゥテン）」とは「取り乱しあわてること、または、びっくりすること」⁽¹²⁴⁾ という意味であるので、家康は「内府ちかひの条々」が出されたことに相当の衝撃を受け予想外の事態に追い込まれたことを示している。

このように、家康が上杉討伐の延期に追い込まれたことを、景勝は「悉敗軍」（下線 f）と記している。『日葡辞書』によれば「敗軍（ハイグン）」とは「軍隊が打ち破られること」⁽¹²⁵⁾ という意味であるので、家康が上杉討伐という軍事オプションを発動できなかったことは、すなわち、家康にとって全面的な軍事的敗北を意味する、と景勝が認識していたことになる。

下線 g は、家康は8月4日に小山から江戸へ打ち入った、としている。『日葡辞書』によれば「打ち入り、る、つた（ウチイリ、ル、ッタ）」とは「軍勢が引き揚げる、または、退却する」⁽¹²⁶⁾ という意味であるので、家康は小山から江戸へ軍勢を退却させた、ということになる。

下線 g の「小山」の記載について、藤井論文では「この文面からは四日が家康が小山を発った日なのか江戸に着いた日なのかは確定しがたいが、この日あるいはこの直前に家康が小山にいたことが、敵対する勢力の情報ではあれ確認できる。ここでも白峰氏が主張されるように家康が在宇都宮であれば、小山ではなく宇都宮と記されたと考えられる。」と指摘されている。

上杉サイドが家康の位置情報を「小山」と記載するのは、これが初めてではなく、上述したように、「8月5日付岩井信能宛直江兼続書状写」（〔史料14〕）にも記されているので、この位置情報を引き継いだものであろう。藤井論文では「家康が在宇都宮であれば、小山ではなく宇都宮と記されたと考えられる。」と指摘されているが、上杉サイドが家康の位置情報に関して、常に正しい情報を把握しているとは限らないので、実際には「家康が在宇都宮」であっても、「小山」と記しても不思議ではない。

下線 h は、上杉討伐の延期による家康の江戸への撤退（下線 e、下線 f、下線 g）を受けて、上杉景勝が関東方面へ出陣すべきであるが、最上義光、伊達政宗の動向も見ることがあり、（現時点で）関東方面へ出陣して「奥口蜂起」があっては見苦しいので「右之分」になっている、としている。「右之分」とは、下線 h における「則関東表可罷出処、叡上・政宗見合、慮外之躰候条」を指している。

下線 i は、家康の上洛が決まったならば、景勝は佐竹義宣と相談して、万事をなげうって、関東へ乱入する準備をしていて油断がないので安心してほしい、としている。

この場合、家康の西上（上洛）をこの時点（8月25日の時点）で景勝が予想していること（このことは家康主導の上杉討伐が発動されないことを景勝が確信していることになる）、景勝が佐竹義宣と連携して関東へ乱入するのは家康が西上した場合に限定されること（景勝は家康と関東で決戦することを想定していない）は留意する必要がある。

下線kは、「諸口」を申し付けているため、（現時点では）景勝は急速には関東へ出陣しないことは「所存千万」（＝「所存のほか」と同じ意味で使用しているのか？）としている。

『日葡辞書』によれば「急速に（キツソクニ）」とは「急いで、あるいは、迅速に」⁽¹²⁷⁾ という意味であるから、現時点では景勝は速攻で関東へは出陣できない、ということになる。よって、下線kは下線hと意味的には同じことを述べていることになる。

下線mは、下線kで述べたことの次の対応として、景勝は来月中（＝9月中）には佐竹義宣と相談して是非、（関東への）軍事行動（「行」）をおこなう予定、としている。このことは下線iの記載を考慮すると、9月には家康は西上すると景勝は予測していたことになる。実際に家康は9月1日に江戸を発して西上しているので、この景勝の予測は的中したことになる。

下線mは、「當表」（＝上杉サイドの戦線エリア）の「仕置」（＝統治⁽¹²⁸⁾）について、最上義光、伊達政宗は（豊臣秀頼の）御指図次第にする、としている。このことは、上杉景勝VS最上義光、伊達政宗という戦いの構図は、豊臣秀頼の御指図により停戦させる用意が最上義光、伊達政宗にはある、というように読み取れる。

この点は、8月下旬における東北方面の戦いの状況（豊臣公儀に従う最上義光、伊達政宗の対応）を示している、という意味で重要であり、最上義光、伊達政宗が一貫して家康サイドで戦っていたわけではなかったことがわかる。

9. その他の関係史料

〔史料17〕⁽¹²⁹⁾

以上

急度申入候、a 夜前大坂方申来候ハ、 b 東之儀内府公御存分ニ被仰付、 c 武蔵之永山方廿七日ニ引返、 上方へ御出陣之由申来候、 d 廿六日ニ御上究候て、 e 東行衆へ之御使ニ山城宮内、内府方被成御上候、 f 去七日之晩ニ宮内大坂へ被着候、 g 其被申様承、我等者下申候、 h 甲斐守儀ハ左太同心ニ而、 今明日ニ清須へ可参候由申来候、 猶替到来候ハ、 追々可申入候、 恐々謹言

如水軒

八月十三日

円清（花押）

中修理様

人々御中

結論から先に言うと、この「8月13日付中川秀成宛黒田孝高書状」（以下、黒田孝高書状）には、7月25日に小山評定がおこなわれた、ということは全く記されていない。それから、後述するように、この黒田孝高書状に

は「小山」という地名は記載されていない。

この黒田孝高書状に記されていることを時系列で整理すると以下のようになる。

7月26日 ……………家康の西上が決定した (下線 d)

7月26日? ……………家康は「東行衆」への使者として山代忠久を西上させた (下線 e)

7月27日 ……………家康は武蔵(国)の永山から引き返した (下線 c)

8月7日の晩 ……………山代忠久が大坂に到着した。その内容を聞いて黒田孝高の使者が(国許の中津へ) 下った (下線 f、下線 g)

8月13日の夜前 ……大坂から黒田孝高(在、豊前国中津)のところへ使者が来て(下線 a)、報告があった(下線 b、下線 c、下線 d、下線 e、下線 f、下線 h)。

8月13日、14日 ……黒田長政は清須(城主は福島正則)へ行く予定である(下線 h)

8月13日 ……………黒田孝高が中川秀成に対して書状を出して上記のことを報じる。

この黒田孝高書状は、大坂から黒田家の使者がもたらした情報を黒田孝高が中川秀成(豊後国竹田城主)に対して報じたものである。

この書状で注意したいのは、「申来候」という記載が3箇所に見られる点である。つまり、下線 a の「申来候ハ」、下線 c の「～之由申来候」、下線 h の「～候由申来候」である。下線 a の「申来候ハ」はこの書状全体に記された情報に関わることを指す。しかし、下線 c の「～之由申来候」と下線 h の「～候由申来候」は、それぞれの情報源が異なることを意味している。つまり、下線 b、下線 c は東下した黒田家の使者が大坂に帰ってきて報告した内容であるのに対して、下線 d、下線 e、下線 f、下線 h は、家康が大坂に遣わした山代忠久が報告した内容である。そのため、わざわざ、下線 c の「～之由申来候」と下線 h の「～候由申来候」を区別して記しているのである。そのことを考慮したうえで、以下に内容を検討していく。

下線 b は「東之儀」を家康が「御存分」に命じた、としている。「東之儀」について、前稿 B では「上杉討伐の中止」として考えたが、それに対して藤井論文では以下のように指摘されている。

まず「東之儀」を「上杉討伐の中止を指すと考えられる」とされるが、「上杉討伐の中止」を「御存分ニ被仰付」と解するのはいささか強引で、「東之儀」は「上杉攻め」と解し、実際にはそうではないが「御存分ニ被仰付」とすることで、西国にいる者に対して家康の反転西上の理由づけをはかった表現と考えたい。とすると「上記①は上杉討伐の中止は家康が独断で命じたこと(つまり、家康が上から命令した)を明記しており、このことから、いわゆる小山評定(家康と諸将との合議)の存在を明確に否定できる。」との氏の主張は成立しなくなる。

この藤井論文の指摘によれば、「東之儀」＝「上杉討伐の中止」ではなく、「東之儀」＝「上杉攻め」という解釈である。しかし、「東之儀」＝「上杉攻め」と解釈すると、「内府公御存分ニ被仰付」(下線 b)と記されて

いることから、家康が上杉討伐を果敢に決行した（藤井論文では「実際にはそうではないが」と留意はしているが）、という意味になり、歴史的事実と食い違ってしまうので、「東之儀」＝「上杉討伐の中止」（或いは、「上杉討伐の延期」と解釈すべきである。藤井論文では「実際にはそうではないが「御存分ニ被仰付」とすることで、西国にいる者に対して家康の反転西上の理由づけをはかった表現と考えたい」としているが、上述したように、下線bは東下した黒田家の使者が大坂に帰ってきて報告した内容である、と本稿では考えるので（つまり、家康が大坂に遣わした山代忠久が報告した内容ではないので）、「西国にいる者に対して家康の反転西上の理由づけをはかった表現」とは見せないことになる。

下線cの「永山」の記載は、『中川家文書』（92号文書）の活字翻刻では「を」を「小」に見せ消ちしている箇所である。当該文書の画像（神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ【稀観書・貴重書】、「中川家文書」）では「永山」と記されているので、「永山」と訂正した。活字翻刻において「を」を「小」に見せ消ちにした理由はよくわからないが、「を」の上に「小」を書いたと解釈したのかもしれない（ただし、当該文書の画像を見ると、これはかなり苦しい解釈であることがわかる）。しかし、当該文書の画像を見ると、普通に「永山」と読むことができる（文字は塗抹されていない）。前稿Bでは『中川家文書』（92号文書）の活字翻刻を安易に信用してしまい、当該文書の画像を確認しなかった筆者自身の怠慢を恥じ入るばかりである。

なお、武蔵国内の「永山」について、現在地への比定は不明である。慶長5年当時、武蔵国内に「永山」という地名（字名）が存在したのかもしれない。

下線cで「武蔵」の「永山」から引き返したのは、一見すると、家康が引き返した、と思いがちであるが、「引返」に敬語表現が使われていないことから（この書状では家康の動作に関しては敬語表現が使われている）、「引返」の主語は、東下した黒田家の使者であることがわかる。引き返した理由は、上杉討伐の中止（延期）を家康が命じた（下線b）ので、そのことを大坂へ急報するために引き返したのである。そして、上杉討伐の中止（延期）によって、家康が上方へ「御出陣」する、ということも黒田家の使者は急報した（下線c）。

下線dからは、上述したように、家康が大坂に遣わした山代忠久がもたらした情報（報告）である。下線dは、7月26日に家康の西上（「御上」）が決まった、としている。そのため、「東行衆」への使者として山代忠久を家康が西上させた（下線e）、としている。「東行衆」とは、上方から東下した家康方諸将のことと思われ、山代忠久が大坂に遣わされた（下線f）ことからすると、上方から東下した家康方諸将の大坂留守居衆への直接の説明（上杉討伐の中止〔延期〕、上方から東下した家康方諸将の西上、家康の西上）が目的であったと推測される。よって、黒田孝高もこの情報を大坂から来た使者から聞いたのであろう。

下線fは、8月7日の晩に山代忠久が大坂に到着した、としている。山代忠久が関東地方のどの場所から大坂に向かったのか不明であるが、7月26日（下線d）に江戸を発したと仮定すると、大坂に到着したのが8月7日であるから、11日後になり、日数がかなりすぎているので、山代忠久が発した月日は7月26日よりもあとの可能性が高い。

下線gは、大坂に到着した山代忠久の報告を聞いて、黒田家の使者が大坂から国許（中津）に下ってきた、としている。

下線hは、黒田長政が福島正則と同心であり、今日（8月13日）か明日（8月14日）には清須へ行く予定、と

している。この場合、「同心」と記されていて、「同道」とは書かれていないので、福島正則が先に清須城（城主は福島正則）に入っていて、黒田長政はあとから入る、ということになる。

藤井論文では「家康が二七日に引き返し出陣することが二六日に決まり、そのことを「東行衆」に伝えるために山代忠久が使者として小山を二六日に出発したと読むべきであろう」と指摘している。しかし、藤井論文では「引返」（下線 c）の主語を家康としている点、山代忠久が（7月）26日に小山を出発した、としている点は、本稿での見解とは異なる。なお、藤井論文では、下線 c の「永山」について、活字翻刻で「を」を「小」に見せ消ちしている箇所を論拠としているので、その点も本稿での見解とは異なる。

また、藤井論文では「この時点（引用者注：7月26日）で家康の「引返、上方へ御出陣」は決まっていない。このことを踏まえると、二七日の「引返、上方へ御出陣」は「東之儀内府公御存分ニ被仰付」と同様、西国にいる諸将への調略策のひとつであった可能性もあろう。」という指摘も、同様の理由（「引返」の主語を家康と見なしている点）で本稿とは見解を異にする。

〔史料18〕⁽¹³⁰⁾

d 追而今度中途中間指合候刻、別而以肝煎武具指届候事、心懸之次第、向後ハ可有忠節候、為存知候、
a 今度内府様被成 御出馬付而、 b 下野国(ママ)従宇津（郡カ）宮直ニ此地大坂迄令供奉、 c 軍労無比類候、 其方
事為使指下候間、乍太儀頓而上洛肝要候、即小田原左京入道可申候、恐々謹言、
十月廿日 能乗はん

この書状を発給した大友能乗は、大友義統の嫡子である。この書状写には宛所の記載はないが、藤井論文では「この書状は写でありかつ宛名を欠いているが、この書状と共に伝来した一連の書状から、大友氏の家臣坂井左右介あるいはその子息に宛てられたものであり」と指摘している⁽¹³¹⁾。

下線 a は、この度、家康が「御出馬」されたことについて、としている。この家康の「御出馬」とは、慶長5年7月の上杉討伐に向けての江戸城出馬から、9月の関ヶ原の戦いを経て、家康の大坂入城を指すものと考えられる。

下線 b は、その家康の「御出馬」に大友能乗が下野国宇都宮から大坂まで供奉した、としている。藤井論文では「軍労無比類候」とあるようにこの書状は供奉に対する感状で、家康への供奉ではなく大友能乗への坂井氏の供奉と読むべきだろう」と指摘している。

しかし、「供奉（ぐぶ）」とは本来「天皇の行幸などの行列に供として加わること」⁽¹³²⁾ という意味であるから、この場合は、大友能乗の家康への供奉と読み取るべきであろう。その証左として「令供奉」（下線 b）というように、「令」（せしめ＝謙譲の意味の助動詞）が使われている。

そして、下線 c の「軍労無比類候」というのは、具体的には下線 d の「追而今度中途中間指合候刻、別而以肝煎武具指届候事、心懸之次第」を指している、と考えられる。よって、この書状は、「供奉に対する感状」（藤井論文の指摘）ではなく「軍労に対する慰労の書状」と見なすべきであろう。感状であれば、軍功に対する知行の宛行などの記載があるはずであるが、この書状には、そうした文言は見られない。

以上の検討から、この書状は、家康の宇都宮在陣を示すものと言えよう。

[史料19]⁽¹³³⁾

急度申入候、a 治部少輔・形^(マツ)(刑カ) 部少輔以才覚、方こ触状を廻付而、雑説申候条、b 御働之儀、先途者御無用候、c 自此方重而様子可申入候、d 大坂表之儀者、仕置等手堅申付、此方と一所二候、自三奉行之書状、為披見進(「之」脱カ)候、恐こ謹言、

七月廿三日

家康御判

出羽侍従殿

この「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」は、7月23日の時点で、家康が最上義光に対して上杉討伐について「先途」は「御無用」と命じたことがわかり、その意味で重要な文書である。

つまり、7月25日に小山評定があったとすると(筆者は小山評定否定論の立場であるが)、7月25日の2日前にこうした指示を家康が出したことは、7月25日の小山評定で上杉討伐の延期(実質的には中止)が決定した、というテーゼが成立しなくなるからである。

下線aは、石田三成と大谷吉継が「才覚」をもって方々に触状を回しているので「雑説」がある、としている。

下線bは、最上義光に対して、「御働」(＝軍事行動、具体的には、上杉討伐)を「先途」(＝これからさき⁽¹³⁴⁾)は「御無用」としている。

下線bにおける「先途者」について、藤井論文では、『徳川家康文書の研究』中巻、収載の「譜牒余録後編」⁽¹³⁵⁾では「先途令御無用」、『寛永諸家系図伝』では「先深者御無用」となっている点を指摘している。

藤井論文では、「古文書」(内閣文庫)から、この書状写を引用している。藤井論文で引用された「古文書」(内閣文庫)とは、国立公文書館内閣文庫所蔵の「古文書」(記録御用所本)を指すと考えられるので⁽¹³⁶⁾、本稿では刊本ではあるが、『記録御用所本 古文書-近世旗本家伝集-』下巻からこの書状写を引用する。よって、下線bでは「先途者」と記されている。

下線cは、「先途」(＝これからさき)は「御無用」とした上杉討伐について、「此方」から再び状況を申し入れる予定、としている。「此方」とは家康と考えることもできるが、家康方陣営と考えることもできる。

下線dは、「大坂表」のことは(家康が)「仕置等」を手堅く申し付けており、「此方」と「一所」であり、三奉行よりの書状を(最上義光の)披見のために遣わす、としている。この場合も「此方」とは家康と考えることもできるが、家康方陣営と考えることもできる。

下線dの文面を見ると、家康は7月23日(この書状写の月日)の時点でも、いまだ五大老の一人として三奉行と同じ政治的立場にいるかのような書き方である。

しかし、大坂三奉行は、7月17日に「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾しており、この書状写の日付である7月23日は、大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出した7月17日の6日後である。

よって、下線dにある三奉行よりの(家康宛の)書状というのは、日付的に7月17日より前(つまり、「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾する前)のものであるはずである。この点は、徳川義宣『新修徳川家康文書

の研究』二輯⁽¹³⁷⁾の解説でも「三奉行の書状とは、文脈よりして同月十七日に正家等が発した諸將に蹶起を求める書状（引用者注：「内府ちかひの条々」を指す）とは別で、（中略）大坂平穩を告げた七月十七日以前の三奉行の書状だったと推される」と指摘されている。

つまり、家康は7月17日に「内府ちかひの条々」が出されたことを知っていても、7月17日より前の家康宛三奉行書状（しかし、この三奉行より家康宛の書状というのは伝存していないが）を三奉行と政治的立場が同じである（つまり、家康が三奉行と決裂していない）証拠として「7月23日付最上義光宛徳川家康書状」（〔史料19〕）に添えることは可能である。

とすれば、藤井論文で「この「自三奉行之書状」は、この伊達政宗書状（引用者注：「8月3日付井伊直政・村越直吉宛伊達政宗書状」）の内容からすれば大坂三奉行の立場は反石田・大谷であり、この段階（引用者注：7月23日、つまり「7月23日付最上義光宛徳川家康書状」の月日）で「内府ちかひの条々」が家康のもとに届いていたとすることは無理ではなからうか」という指摘は、大坂三奉行が7月17日に「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾したあとの段階で、反石田・大谷の立場であったとは想定し難いので、上述したように、「7月23日付最上義光宛徳川家康書状」（〔史料19〕）に添えた三奉行より家康宛の書状というのは、7月17日より前のものであった可能性が高い。

そして、上述したように、7月23日の時点で「内府ちかひの条々」が家康のもとに届いていたとしても7月17日より前の家康宛三奉行書状を「7月23日付最上義光宛徳川家康書状」（〔史料19〕）に添えることは可能である。

前稿Bで指摘したように、「内府ちかひの条々」は三奉行から家康に対して直接送られているので（『義演准后日記』7月18日条）、4日～5日後の7月21日、22日には家康のところに届いたはずである。上述のように、家康は7月21日に江戸を出陣して宇都宮に向かったので、7月21日に江戸に届いたとすれば、その日に江戸で「内府ちかひの条々」を家康は披見したはずであり、7月22日に江戸に届いたとすれば、宇都宮への進行途上にある家康に江戸から転送されたはずである。よって、この書状写の月日である7月23日の時点で、家康が「内府ちかひの条々」が出されたことを知らなかったとは考え難いのである。

この「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」（〔史料19〕）の内容を見ると、7月23日の時点で家康は大坂三奉行と政治的立場を同じくしている（下線d）とする一方で、石田三成と大谷吉継が「才覚」をもって方々に触状を回して「雑説」があるので（下線a）、最上義光に対して、上杉討伐は「先途」（＝これからさき）は「御無用」としているのは、冷静に考えると、おかしな理屈なのである。

つまり、7月23日の時点で家康が大坂三奉行と政治的立場を同じくしているのであれば、たとえ石田三成と大谷吉継が方々に触状を回して「雑説」があったとしても、上杉討伐を執行すればよいのであって（大坂三奉行＝豊臣公儀は家康と政治的に決裂していないから上杉討伐の正統性は担保される）、上杉討伐を「先途」（＝これからさき）は「御無用」とする理由にはならないのである。

しかし、7月23日の時点で家康が「内府ちかひの条々」が出されたことを知っていたとすると、上杉討伐を「先途」（＝これからさき）は「御無用」とする決定的理由になるのである（家康が豊臣公儀から放逐されて上杉討伐執行の大義名分が失われたから）。

よって、拙稿「小山評定は歴史的事実なのか（その3）—拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して—」⁽¹³⁸⁾

では、石田三成と大谷吉継が方々に出した触状とは「内府ちかひの条々」を指している可能性が高い、と指摘した。或いは、石田三成と大谷吉継が方々に出した触状が存在したとしても、それを上杉討伐の延期の理由にして、「内府ちかひの条々」が出たことを秘匿した可能性も考えられる⁽¹³⁹⁾。

この「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」(〔史料19〕)について、藤井論文では、以下のように解釈している。

「雑説申候条、御働之儀、先途者御無用候、従此方重而様子可申入候」を白峰氏は「雑説」があるので、(上杉討伐のために最上義光が)出陣することは無用である」とされるが、文中の「先途」を読み飛ばされて、また後段の「従此方重而様子可申入候」を含めた解釈をしておられない。この二点を踏まえてこの部分を解釈すると、「御働(軍事行動)」はこれからさきは無用とし、改めて「此方」^(ママ)(欲側家康)から「様子」を申し入れる、となろう。すなわち当面の軍事行動を止め、改めて何らかの指示を出すとしているのであり、上杉攻め中止を指示したとまでは読めないであろう。(下線引用者)

藤井論文が指摘するように、拙稿「小山評定は歴史的事実なのか(その3)―拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して―」⁽¹⁴⁰⁾では「文中の「先途」を読み飛ば」していたが、その理由は、藤井論文が引用した「古文書」(内閣文庫)掲載の「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」ではなく、『徳川家康文書の研究』中巻(「譜牒余録後編」)掲載の「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」を読んでいたため、上述したように、下線bが「先途者御無用」ではなく「先途令御無用」となっていたため、文意が読み取り難かったからである。その意味では、藤井論文が引用した「古文書」(内閣文庫)掲載の「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」にも目を通すべきであった、と反省している。

上記の藤井論文の指摘をまとめると、「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」では、家康は上杉討伐の中止を命じたのではなく、当面の軍事行動を止めさせて、その後の家康からの指示を待たせた、という解釈になろう。

ただし、7月23日の時点で、家康書状において、「先途者」という条件付きながらも、はじめて上杉討伐について「御無用」と記されたことの意味は大きい。

よって、「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」と他の家康書状⁽¹⁴¹⁾との整合性については、今後も検討が必要である。

次に藤井論文で指摘された「8月3日付井伊直政・村越直吉宛伊達政宗書状」について検討する。

〔史料20〕⁽¹⁴²⁾

以上、

山出羽守・拙者所へ被下候御飛脚、路次不案内ニ御坐候哉、先直ニ最上へ被通候間、御請遅々仕候、

- 一 a 上辺之義、縦如何様之義御坐候共、惣別は程之事者、若輩なから見届申二付而、大坂ニ而江雪・道阿弥を以、内々申上候キ、 b 大坂之城三奉行被籠、御奉公ニ御坐候へハ、先以肝要ニ存候、 c 三奉行衆哀々末々迄、一途之御奉公念願迄候、 d 慥成御手前之衆被指置候様ニと、乍不及申上候キ、 e 唯余ニ世

上を御心安思召候故、如此之義出来と存申候、是者御兩人迄へ申事候、

- 一 f 如御存知、大坂ニ妻子共悉置申候へ共、内府様御筋目ニ者、争かへ可申候哉、相捨候而、無二御奉公可仕候、g 日本ノ神そ、此旨一点違申間敷候条、心安御前之御取成頼入候、
- 一 h 上辺之義如此之上者へ尚白河表・会津へ之御乱入、火急ニ被成候様ニ、達而可被仰上候、i 万一御手延ニ候而者、必々諸口之覚違、尚々御凶事出来可申由、存事ニ候、j 縦上者闇ニ成申候共、御遺恨之筋と申、長尾被討果候得者、上之事も即可被属御存分事、案ノ内ニ存候、
- 一 k 最上へも尚御使者被遣、長井筋へ被取懸候様ニ、可然候、l 今ノ分ニ候て者、長井之人衆も、心安仙道筋へ打廻可申候、m 縦ふかき事成不申候共、手切被仕候様ニ、御下知第一ニ候、
- 一 n 大坂之地、肝要第一之城ニ候間、無申迄候へ共、今より成共、慥（「成」脱カ）衆をも被相上可然候哉、o 日本之侍共人質共皆居申候間、治部、刑部も大坂を如何様ニ候而も取候而、人質共をしめ候て、日本ノ衆を引付可申之内意ニ而、御坐候ハんと存事候、p 三奉行衆ニ別而被加御詞、いさみ候て、御奉公被申様ニ、勿論ながら可然存候、q 拙子事者、世上浮沈共、御奉公可仕候間、可御心安候、r 此書中不苦候者、可被入御披見候、定而慮外之文言も可有御坐候、有ノ儘申入事候、恐惶謹言、

八月三日

政宗（花押）

井伊兵少様

村茂介様

人々御中

この書状が出された8月3日の時点では、伊達政宗は攻略した白石城（7月24日攻略）に在陣しており⁽¹⁴³⁾、家康は前稿Bで推測した想定では、8月2日に宇都宮を発して江戸への移動中であつた（江戸着は8月5日）。よって、この伊達政宗書状の宛所は、家康ではなく、井伊直政・村越直吉（江戸城の留守居であつたと思われる）宛になっている、と考えられる。

この書状には「御奉公」という文言が5ヶ所に出てくるが、すべて、豊臣秀頼に対する「御奉公」という意味である。この時点で、家康と伊達政宗の間に封建的主従関係は成立していないので（勿論、他の大名の場合も同様である）、家康に対する「御奉公」という意味は成立しない。

この書状が出された8月3日の時点の状況は、7月17日に大坂三奉行（長束正家・増田長盛・徳善院玄以）が「内府ちかひの条々」を出して家康を豊臣公儀から放逐していたので、その状況を前提にこの書状の内容を検討する必要がある。

一条目には「申上候キ」という文言が2箇所に出てくる（下線a、下線d）。「き」とは、過去を意味する助動詞であり、「話している時点からみて、その出来事が現在から切り離された過去の事実であることを表す」⁽¹⁴⁴⁾、「過去の事を、直接経験した事あるいは確実に存在した事として、回想する意を表す」（下線引用者）⁽¹⁴⁵⁾という意味である。

よって、下線a～下線dは、8月3日現在のことでなく、過去にあつた出来事の回想を政宗が述べている点に注意を要する。

下線 a は、「上辺之義」(＝上方のこと。具体的には大坂での政治状況)について、たとえどのようなことがあろうとも、これほどのことは大体、若輩(政宗は慶長5年の時点で34歳)ながら政宗が見届けて、大坂において岡野融成、山岡景友をもって内々に申し上げた、としている。

伊達政宗が大坂を発したのが6月14日であるので⁽¹⁴⁶⁾、それ以前に岡野融成、山岡景友を通して内々に家康に進言した、ということになる。これほどのこと(「是程之事」とは、具体的には書かれていないが、具体的には家康が上杉討伐のため大坂を離れると、大坂三奉行が反家康として「内府ちかひの条々」を出すことを政宗が予見して家康に進言(忠告)した、ということであろう。

下線 b は、大坂城に三奉行が籠って、豊臣秀頼に対して御奉公することが肝要であり、三奉行が豊臣秀頼に対して「一途」の御奉公をすることを政宗が念願する、としている。

これは、家康が上杉討伐のために6月16日に大坂を発する⁽¹⁴⁷⁾直前の状況を述べている、と思われる。当時、五大老は家康を除いて在坂しておらず国許にいたので、家康が大坂を離れると、三奉行が大坂城に在城して豊臣秀頼に対して御奉公することになるので、そのために、こうした書き方になっている、と思われる。

下線 d は、家康が(大坂を離れるにあたって)確かな者(家康家臣)を大坂に置いておくことを、及ばずながら、政宗は家康に申し上げた、としている。

これは、大坂三奉行が反家康としての行動をとらないように、大坂三奉行を牽制できるほどの人物を家康が置いておくべきであったが、実際にはそうならなかった、という意味であろう。

下線 e は、家康があまりに世上を心安く思っているので、このようなこと(＝大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を豊臣公儀から放逐したこと)がおこってしまった、としている。これは政宗が家康の政治的見通しの甘さを厳しくなっていることを意味する。そのため、これは「御兩人」(＝この書状の宛所である井伊直政と村越直吉)までに言うておく、としている。

下線 f は、御存知のように、大坂に(諸大名の)妻子がすべて置かれているが、家康の「御筋目」(＝家康にとっての正統性という意味であろう)とは(比較しても)変えられないので、(家康は自分の「御筋目」を)捨てて、秀頼に対して無二の御奉公をすべきである、としている。

下線 g は、(こうしたことは家康にとっては不本意かもしれないが)このことは日本の神々に対して一点の間違ひがないので、家康への取り成しを頼み入る、としている。

下線 h は、「上辺之義」(＝上方のこと。具体的には大坂での政治状況)は、このようであるので(つまり、一条目、二条目のように、家康にとって政治的に打開できない状況なので)、(上杉景勝領内である)白河方面、会津への(家康方軍勢の)乱入を急いでするように、是非(家康に)申し上げてほしい、としている。

このことは、家康に対して、上方への対応よりも上杉討伐を優先させるべきである、という政宗の強い要望を示している。実際には、この書状が出された8月3日の時点では、上杉討伐の延期は決まっていたのであるが、この政宗の要望を聞いて、家康は、8月12日付の伊達政宗宛書状⁽¹⁴⁸⁾において、上方を捨てて会津方面への軍事行動を申し付ける覚悟である(「上方打捨、会津表雖可申付覚悟候」と書いた)のであろう(勿論、これは家康の本心ではないだろう)。

下線 i は、万一、(上杉景勝領内である白河方面、会津への家康方軍勢の乱入が)延期になると、必ず「諸口

之覚」(＝各方面の家康の評判、という意味か?)が違って、(家康にとって)凶事になるであろう、としている。

下線 j は、たとえ、「上」(＝上方)が(家康にとって)闇になっても、「御遺恨」の筋合と言って、(家康が)上杉景勝を討ち果たせば、「上」(＝上方)のことも、家康の「御存分」(＝思うまま⁽¹⁴⁹⁾)に属するであろう、としている。

このことは、上方の政治状況を打開できない家康にとって(上方の政治状況について「闇」と表現しているのが注意される)上杉景勝を討ち果たせば、上方の政治状況を打開できる、という意味である。なお、「御遺恨」の筋合としているのは、家康がこの時点では、豊臣公儀から放逐されており、公戦としての上杉討伐を執行できないため、「御遺恨」の筋合を上杉討伐の新しい理由(大義名分)として出しているのであろう。

上杉景勝を討ち果たせば、家康にとって上方の政治状況を打開できる、という政宗の理屈は、説得力があるのかわからないか、いま一つ理解できないが、どうしても家康に上杉討伐を執行させたい政宗にとってこじつけの理屈なのかもしれない。

下線 k は、家康から最上義光へ使者を遣わして、「長井筋」(＝現・山形県長井市、当時は上杉領)へ(最上義光から)攻撃するようにすべきである、としている。

下線 l は、(最上義光から「長井筋」に攻撃をかけていない)現状では「長井之人衆」(上杉景勝の長井方面の家臣)が「仙道筋」(＝現在の福島県中通り)にまわってしまう、としている。これは、このままでは、伊達政宗が「仙道筋」に対して攻撃するのに不利である、という意味であろう。

下線 m は、家康が最上義光に対して(上杉景勝と)「手切」をするように「御下知」をするよう、政宗が家康に要請している。これは、8月3日の時点では、上杉討伐の延期により、最上義光は上杉景勝とは交戦状態になかったが、それを交戦状態にするようにしてほしい、という意味であろう。

下線 n は、「大坂之地」は「肝要第一之城」であるので、言うまでもないが、今からでも(家康から)確かな衆を(大坂へ)西上させるべきである、としている。

8月3日の時点では、大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾し、家康を豊臣公儀から放逐した状況にあるので、大坂三奉行と家康は敵対状態であった。

よって、今からでも(家康から)確かな衆を西上させるべきである、というのは、家康に対して大坂三奉行と政治的妥協(豊臣秀頼に対する家康の謝罪)をすべきである、と政宗が述べていることになる。

下線 o は、「日本之侍共」(＝日本の諸大名)の「人質共」が皆、大坂にいるので、石田三成と大谷吉継は大坂の人質を押さえて、「日本ノ衆」(＝日本の諸大名)を(味方に)引付ける内意である、と(政宗は)思う、としている。

このことは、石田三成と大谷吉継が大坂にいる諸大名の人質を押さえているので、諸大名は逆らえない、という意味であろう。ここで大坂三奉行ではなく、石田三成と大谷吉継の名前を出しているのは、この2人が反家康の首謀者であると伊達政宗が見なしているからであろう。

下線 p は、(家康から)三奉行に対して特に御言葉を加えられ、(三奉行を)諫めて(家康が秀頼に対して)御奉公されるべきである、と(政宗は)思う、としている。

これは、家康が三奉行に対して「内府ちかひの条々」を出したことを諫めて、「内府ちかひの条々」が出される

以前のように、家康が秀頼に対して御奉公すべきである、という意味であろう。

下線 q は、伊達政宗は「世上」の「浮沈」に関係なく秀頼に対して御奉公する、としている。

下線 r は、この書状について、差し支えなければ、家康に御披見してもらいたい、としている。そして、おそらく、(家康に対して) 無礼な文言も (この書状には) あったと思うが、ありのままを申し入れた、としている。この無礼な文言に最も該当するのは下線 e であろう。

この書状には、政宗が大坂三奉行や石田三成、大谷吉継を非難する言葉が全くない点が注目される。つまり、8月3日の時点で、家康を豊臣公儀から放逐した大坂三奉行による政治スキームを政宗は容認しているのである。

そして、現時点での上方の政治状況について、家康には容易に打開できないため、上杉景勝との対戦を勧めたり、大坂に使者を派遣して三奉行と政治的妥協をすることを勧めているのは、政宗が家康の現状を醒めた目で見ていたことを示している。その証左として、家康に対して大坂三奉行や石田三成、大谷吉継と軍事的対決をすべきである、とはこの書状では全く書かれていない。

藤井論文では、この伊達政宗書状について、以下のように指摘されている。

またこの書状には石田・大谷の情報が記されており、政宗が受け取った家康からの書状は、七月二三日付の最上宛と同様のものであったと思われる。

確かに、この伊達政宗書状には、五条目に石田三成と大谷吉継のことが書かれているが(下線 o)、それは大坂での諸大名の人質に関することであり、「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」(〔史料19〕⁽¹⁵⁰⁾)に記されている石田三成と大谷吉継が方々に触状をまわしている、という内容とは全く異なるので、「政宗が受け取った家康からの書状は、七月二三日付の最上宛と同様のものであった」とは断定できない。

よって、藤井論文で、「この「自三奉行之書状」(引用者注:「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」における記載)は、この伊達政宗書状の内容からすれば大坂三奉行の立場は反石田・大谷であり、(後略)とも指摘されているが、「自三奉行之書状」を伊達政宗が見ているのかどうか断定できないことと、後述するように、この伊達政宗書状から「大坂三奉行の立場は反石田・大谷」である点を読み取ることはできない。

そして、藤井論文では、この伊達政宗書状の五条目について、以下のように解釈している。

五条目で、石田・大谷が大坂にいる日本の侍どもの人質を手にしようとするであろうとするのに対し、家康は三奉行に「御詞」をかけ、励まし、「御奉公」をするようにといているように、大坂三奉行と石田・大谷の立場は対立するものであった。

まず、下線 p の「三奉行衆ニ別而被加御詞、いさみ候て、御奉公被申様ニ」における「いさみ」について、藤井論文では「諫み」ではなく「勇み」(=励ます)と解釈しているが、この文脈からすると、「いさみ」は「諫み」と解釈の方が妥当である。

その理由は、上述したように、この書状が出された8月3日の時点の状況は、7月17日に大坂三奉行(長東正家・

増田長盛・徳善院玄以）が「内府ちかひの条々」を出して家康を豊臣公儀から放逐していたので、大坂三奉行と家康は敵対状態にあり、その状態の中で、家康が三奉行を励ます、ということはありませんからである。

このように、大坂三奉行と石田三成、大谷吉継は家康と敵対状態にある点では共通しているから、藤井論文の「大坂三奉行と石田・大谷の立場は対立するものであった」という解釈も理解し難いことになる。さらに藤井論文では、以下のような指摘もされている。

また三ヶ条目（一ヶ条目カ）からは、「大坂之城三奉行」が城に籠もり、奉公することが先ず以て肝要とするように、大坂三奉行衆が、石田・大谷側ではなく家康側に立っていることが分かる。

上述したように、一条目は8月3日時点の現状を述べたものではなく、慶長5年6月の家康が上杉討伐に向かう直前の状況を述べたものと考えられるので、「大坂三奉行衆が、石田・大谷側ではなく家康側に立っていることが分かる」という藤井論文の指摘を一条目から読み取ることはできない。

次に藤井論文で指摘された「7月25日付長東正家宛徳川家康書状」について検討する。

〔史料21〕⁽¹⁵¹⁾

猶以 c 右之扶持方於水口可被相渡候、

a 今度被罷上候惣人数之扶持方、可被相渡候、 b 大形八萬程之可為積候、 可有其旨心得候、恐々謹言、

七月廿五日

家康（花押）

長東大蔵太輔殿

この「7月25日付長東正家宛徳川家康書状」は、家康が長東正家に対して、今回、「被罷上候惣人数」の「扶持方」について渡すように指示したものであり（下線 a）、「大形八萬程」の見積りの予定、としている（下線 b）。そして、「右之扶持方」は「水口」において渡すことを指示している（下線 c）。

『新修徳川家康文書の研究』二輯の解説⁽¹⁵²⁾では、①長東正家が水口城主であった期間が文禄4年から慶長5年である、②慶長元年、同2年、同3年とも7月下旬には家康は京・伏見にあって、8万の扶持を正家に依頼するような事件はない、③慶長4年7月には家康は伏見城にあって政務をとっており、この書状にあるような大人数が上洛するような事件はない、などの理由から、この書状を慶長5年に年次比定している。

そして、前掲『新修徳川家康文書の研究』二輯の解説⁽¹⁵³⁾では、下線 b の「八萬」について、「八萬」は八万名とも読めるが、扶持の支給を（家康が）命じるならば数量であるべきなので、八万石と解すべきであろう、と指摘している。

また、前掲『新修徳川家康文書の研究』二輯の解説⁽¹⁵⁴⁾では、「本状の所蔵者である常滑市の光明寺と本状の伝来関係は未明だが、本状が正家のもとに到達したとは考へられまい」と指摘しており、この家康書状が長東正家のところには届いていなかっただろう、と推測している。

藤井論文では、この家康書状について、以下のように指摘されている。

家康は大坂三奉行の一人である長東正家に「被罷上候惣人数」のための扶持方の準備を命じている。このことは、諸将の西上の決定が七月二五日までになされたことを示している。

また、藤井論文では、この家康書状について、以下のような指摘もされている。

また先にあげた七月二五日付で家康が三奉行の一人長東正家に西上する軍勢への扶持方の準備を指示したこと（史料9〔引用者注：「7月25日付長東正家宛徳川家康書状」〕）から、二五日には大坂奉行衆の別心の情報を手にしていなかったことが分かる。

つまり、藤井論文では、「7月25日付長東正家宛徳川家康書状」を根拠として、「諸将の西上の決定が七月二五日までになされたこと」と、家康が「(七月)二五日には大坂奉行衆の別心の情報を手にしていなかったこと」を指摘されている。

この指摘は、「7月25日付長東正家宛徳川家康書状」について、慶長5年とする年次比定が正しく、この書状の内容に疑義がない場合に成立するので、この書状の内容を検討したい。

この書状内容については、以下の疑義が指摘できる。

- (1) この書状は、家康が自分の家臣に宛てて出した書状ではないので、通常であれば奉者（奏者）の名前が記されるはずであるが、記されていない。
- (2) 慶長5年のものと仮定しても、西上する大名名とその軍役人数が記載してある書立^{かきたて}がない。「大形八萬程」という大雑把な書き方では、長東正家はどの大名にどれだけの扶持米を渡しているのか判断できない。例えば、「文禄2年3月10日付豊臣秀吉朱印状」⁽¹⁵⁵⁾には「兵糧請取、扶持方可相渡候」、「兵糧米、浅野弾正、増田右衛門尉手前より可請取事」という文言があり、諸将の名前とその軍役人数が列記されている。
- (3) 家康が「(七月)二五日には大坂奉行衆の別心の情報を手にしていなかった」のであれば、この書状の宛所は、長東正家だけではなく、増田長盛・長東正家・徳善院玄以の3名宛になるはずではないのか。例えば、上杉討伐の際、東下する兼松正吉に対して兵糧の給付の指示を記した連署状は増田長盛・長東正家・徳善院玄以の3名が6月15日付、6月25日付で出している⁽¹⁵⁶⁾。そして、扶持方を渡す場所は、水口ではなく大坂になるのではないか。

この書状内容については、以上のような疑義が指摘できるので、慶長5年の年次比定を含めて、今後さらに検討を要する文書であると思われる。

おわりに

以上検討してきたように、慶長5年7月、同年8月の関係書状（一次史料）において、「小山」の地名が出てくる書状は、「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」（〔史料1〕）、「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」（〔史料4〕）、「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状写」（〔史料14〕）、「8月25日付長束正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以・毛利輝元・宇喜多秀家宛上杉景勝書状」（〔史料16〕）のみであり（「8月13日付中川秀成宛黒田孝高書状」（〔史料17〕）は、上述のように原文書の画像を筆者（白峰）が確認した結果、「小山」と表記されていないことを確認した）、それらの書状の内容を見ても、いずれも7月25日に小山に諸将が集結して評定が開かれたことを明記したものは皆無である。

仮に家康が小山に在陣したとしても（本稿では家康の小山在陣を否定したが）、家康の小山在陣が即座に小山評定の存在を立証するわけではない点には注意する必要がある。

その一方で、「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」（〔史料1〕）を検討すると、上述したように、家康が宇都宮で上杉討伐の延期を決定したことがわかるので（本稿では7月23日と推定した）、今後は、この点を留意して検討を進める必要があろう。

拙論の家康宇都宮在陣説（前稿B）は、本多論文において「卓見」と高く評価していただき、大変恐縮している。本多論文では拙論の家康宇都宮在陣説について、家康の行動日程に関して一部修正を提示された⁽¹⁵⁷⁾。

しかし、その後、本多論考により、家康宇都宮在陣説を撤回されたが、本稿での検討を考慮していただければ、大変僭越ではあるが、本多氏は家康宇都宮在陣説を撤回する必要はなかったのではないだろうか。

本稿では、「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」（〔史料1〕）、「7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」（〔史料2〕）、「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」（〔史料4〕）について、これまでの拙稿とは異なる新しい解釈を提示した。また、家康の行動日程についても前稿Bの想定から変更した。

この新しい解釈については、今後、その是非をめぐって御批判をいただくかもしれないが、筆者としては、そうした御批判に対して真摯に対応させていただきたいと思う次第である。

現在は「小山評定」論争が深化して具体的な論点が多岐に渡っているが、紙幅の関係上、本稿では藤井論文での拙論に対する御指摘への反論が多くなったが、その点は御寛恕いただきたく思う。

[註]

※以下、各書状の月日について慶長5年に比定できるものは、（慶長5年）とする記載は省略した。

- (1) 本多隆成「小山評定の再検討」（『織豊期研究』14号、織豊期研究会、2012年）。同「「小山評定」再論—白峰旬氏のご批判に答える—」（『織豊期研究』17号、織豊期研究会、2015年）。同「「小山評定」再々論—家康の宇都宮在陣説を中心に—」（『地方史研究』398号、地方史研究協議会、2019年）。同「「小山評定」の存否について」（『戦国遺文』下野編3巻、月報3、東京堂出版、2019年）。同「歴史研究と研究史—徳川氏研究の事例から」（『織豊期研究』22号、織豊期研究会、2020年）における「四 「小山評定」をめぐって」。本多氏からは、いつも玉稿の御発表時にわざわざ玉稿を御恵送いただいていることに感謝する次第である。拙稿「フィクションとしての小山評定—家康神話創出の一事例—」（『別府大学大学院紀要』14号、別府大学

大学院文学研究科、2012年)。同「小山評定は歴史的事実なのか(その1)－拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して－」(『別府大学紀要』55号、別府大学、2014年)。同「小山評定は歴史的事実なのか(その2)－拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して－」(『別府大学大学院紀要』16号、別府大学、2014年)。同「小山評定は歴史的事実なのか(その3)－拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して－」(『史学論叢』44号、別府大学史学研究会、2014年)。同「『小山評定』の誕生－江戸時代の編纂史料における小山評定の記載内容に関する検討－」(『別府大学大学院紀要』16号、別府大学、2014年)。同「小山評定は本当にあったのか?」(渡邊大門編『家康伝説の嘘』、柏書房、2015年)。同「いわゆる小山評定についての諸問題－本多隆成氏の御批判を受けての所見、及び、家康宇都宮在陣説の提示－」(『別府大学大学院紀要』19号、別府大学、2017年)。同「いわゆる小山評定に関する若干の検討－江戸時代初期の二次史料の記載について－」(渡邊大門編『戦国・織豊期の政治と経済』、歴史と文化の研究所、2019年)。

- (2) 前掲・本多隆成「『小山評定』再々論－家康の宇都宮在陣説を中心に－」。
- (3) 前掲・本多隆成「『小山評定』の存否について」。
- (4) 水野伍貴「小山評定の歴史的意義」(『地方史研究』386号、地方史研究協議会、2017年)。水野氏からは、いつも玉稿の御発表時にわざわざ玉稿を御恵送いただいていることに感謝する次第である。
- (5) 藤井譲治「慶長五年の『小山評定』をめぐって」(『龍谷日本史研究』42号、龍谷大学日本史学研究会、2019年)。藤井氏からは、玉稿の御発表時にわざわざ玉稿を御恵送いただいたことに感謝する次第である。
- (6) 水野伍貴「徳川家康の戦い」(白峰旬編著、日本史史料研究会監修『関ヶ原大乱、本当の勝者』、朝日新聞出版、2020年)。以下、水野論考1と略称する。同「加賀征討へ向かう動静の再検討－会津征討との対比を通して－」(『十六世紀史論叢』11号、十六世紀史研究学会、2019年)。これは論文であるが、この論文の註(2)における指摘であるので論考として扱う。以下、水野論考2と略称する。同「関ヶ原の戦いから大坂の陣をめぐる大規模戦争研究の軌跡」(『織豊期研究』22号、織豊期研究会、2020年)。以下、水野論考3と略称する。
- (7) 高橋陽介「本多隆成氏の『小山評定』再々論 家康の宇都宮在陣説を中心に」を拝読して」(『織豊期研究』22号、織豊期研究会、2020年)。以下、高橋論考と略称する。
- (8) 呉座勇一『陰謀の日本中世史』(株式会社KADOKAWA、2018年)における「第七章 徳川家康は石田三成を嵌めたのか」の「第三節 関ヶ原への道」。呉座氏からは、御高著の刊行時にわざわざ御高著を御恵送いただいたことに感謝する次第である。
- (9) 渡邊大門『関ヶ原合戦全史 1582－1615』(草思社、2021年)。
- (10) 前掲・拙稿「いわゆる小山評定についての諸問題－本多隆成氏の御批判を受けての所見、及び、家康宇都宮在陣説の提示－」。
- (11) 「7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」(荒川善夫・新井敦史・佐々木倫朗編『戦国遺文』下野編3巻、東京堂出版、2019年、2437号文書)。
- (12) 前掲・拙稿「小山評定は歴史的事実なのか(その2)－拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して－」。
- (13) 前掲『戦国遺文』下野編3巻(37号文書)。

- (14) 「7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状写」(中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、日本学術振興会、1959年、519～520頁)。
- (15) 「(天正14年)3月16日付小早川隆景書状」には「上邊之儀茂、京都大坂所々御普請之由到来候」(『山内家文書』〈大日本古文書〉、東京帝国大学、1940年、303号文書)とある。そのほか、「8月3日付井伊直政・村越直吉宛伊達政宗書状」(『仙台市史』資料編11、伊達政宗文書2、仙台市、2003年、1056号文書)にも、一条目と三条目に「上邊之義」と記されていて、意味としては「大坂での政治状況」として使われている。
- (16) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、1980年、831頁)。
- (17) 「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、561～562頁)には「各相談、為可令上洛」と記されていて、この「相談」が下線a、bの出来事を指す可能性もあるが、浅野幸長書状には、家康の上洛のことは記されていないので、この「相談」は下線a、bの出来事には該当しないと考えられる。
- (18) 「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、522頁)。
- (19) 「7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、522～523頁)。
- (20) 「7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、522～523頁)。
- (21) 「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、561～562頁)。
- (22) 「7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、522～523頁)。
- (23) 「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、561～562頁)。
- (24) 前掲『徳川家康文書の研究』中巻(521頁の解説)。
- (25) 「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、522頁)。
- (26) 「7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、522～523頁)。
- (27) 「7月22日付森忠政宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、521頁)。
- (28) 前掲・拙稿「いわゆる小山評定についての諸問題—本多隆成氏の御批判を受けての所見、及び、家康宇都宮在陣説の提示—」。
- (29) 「7月24日付真田信幸宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、523～524頁)。
- (30) 「8月22日付秋田実季宛佐々木孝書状」(『柳川市史』史料編Ⅱ、柳川市、2013年、420～421頁)。
- (31) 小山評定が歴史的事実であれば「小山から引き返した」という記載になったはずである。
- (32) 「7月22日付瀧川雄利宛徳川秀忠書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、526頁)。
- (33) 「7月22日付森忠政宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、521頁)。
- (34) 「7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」(「福島氏世系之圖 全」、京都大学総合博物館所蔵「福島家文書」)。
- (35) この史料の詳しい内容検討については、前掲・拙稿「フィクションとしての小山評定—家康神話創出の一事例—」を参照されたい。
- (36) 「8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、558～559頁)。
- (37) 「7月27日付氏家正元(行広)・寺西信乗宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、536～537頁)。
- (38) 「7月26日付京極高次宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、532～533頁)。
- (39) 「7月26日付小出吉政宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、534頁)。

- (40) 「7月26日付堀秀治宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、531～532頁)。
- (41) 「7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、519～520頁)。
「7月22日付森忠政宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、521頁)。
- (42) 「7月27日付山内一豊宛大久保忠隣・本多正信連署状写」(『山内家史料・第一代一豊公紀』、山内神社宝物資料館、1980年、331頁)。
- (43) 「8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、568～569頁)。
- (44) 「8月25日付大田原晴清宛徳川家康書状」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2443号文書)には、家康は上方に向けての出陣を延期して江戸にいる(「急度申候、上口出馬之儀者、先々令延引、爰許ニ在之事候」と報じている。このように、江戸からの出馬(9月1日)の5日前の時点でも家康は、なおこうしたことを記している点は、家康の本心とは思えないので、下線aの記載についても伊達政宗への言い訳である可能性がある)。
- (45) 家康の上洛について書かれていない点にも注意すべきであろう。ただし、「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、561～562頁)では「各相談、為可令上洛、一昨五日江戸致帰城候」と記されていて、家康は上洛するため、一昨日の(8月)5日に江戸へ帰城した、としていて、江戸へ帰った理由について、下線bとは異なった説明をしている。このように、家康自身が2つの書状で矛盾する説明(江戸へ帰った理由)をしている点については今後検討が必要である)。
- (46) 「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、537頁)。
- (47) 『日本国語大辞典(第二版)』5巻(小学館、2001年、855～856頁、「こちら【此方】」の項)。
- (48) 「7月22日付妻木頼忠宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、520～521頁)。
- (49) 「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、522頁)。「8月10日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状」(徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』二輯、財団法人徳川黎明会、2006年、389～390頁)。
- (50) 「7月26日付京極高次宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、533頁)。「8月13日付前田利長宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、579頁)。
- (51) 前掲『徳川家康文書の研究』中巻(538頁の解説)。
- (52) 「令在陣」の用例(使役の助動詞としての「令(しむ)」)としては、「(天正7年)5月7日付佐久間盛政宛織田信長黒印状」(奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』下巻、吉川弘文館、1988年、441頁)に「松倉面令在陣之間、猶以馳走専一候也」という文言があり、この場合、「松倉面」(=松倉方面。松倉城の所在地は現在の富山県魚津市)に「在陣」していたのは佐久間盛政であり、信長ではない(信長は在安土)。
- (53) 「8月19日付結城朝勝宛直江兼統書状写」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2442号文書)。
- (54) 「7月25日付里見義康宛大久保忠隣書状」(黒田基樹・佐藤博信・滝川恒昭・盛本昌広編『戦国遺文』房総編4巻、東京堂出版、2013年、2556号文書)。前掲『戦国遺文』下野編3巻(2435号文書)もほぼ同文であるが若干の字句に違いがある。本稿では両者の字句の違いを検討した結果、前者の方を採用して引用した)。
- (55) 「9月11日付正木時茂宛徳川秀忠書状」(前掲『戦国遺文』房総編4巻、2560号文書)。

- (56) 藤井讓治「徳川秀忠の居所と行動」(藤井讓治編『近世前期政治の主要人物の居所と行動』、京都大学人文科学研究所、1994年、265、277頁)。
- (57) 相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」(藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成(第2版)』、思文閣出版、2017年、121頁)。
- (58) 「(文禄2年~慶長5年頃カ) 4月15日付大田原晴宛徳川秀忠書状」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2204号文書)。
- (59) 「8月19日付津軽為信宛徳川秀忠書状写」(『新編弘前市史』資料編2、近世1、弘前市市長公室企画課、1996年、53頁)。
- (60) 「10月10日付堀直次宛徳川秀忠書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、728頁)。
- (61) 「10月16日付堀直次宛徳川秀忠書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、728~729頁)。
- (62) 「10月27日付大関資増宛徳川秀忠書状」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2454号文書)。
- (63) 「(年未詳) 3月9日付大田原増清宛徳川秀忠御内書写」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2756号文書)。
- (64) 「(年未詳) 3月9日付福原資保宛徳川秀忠御内書写」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2757号文書)。
- (65) 「(年未詳) 3月9日付福原資保宛徳川秀忠御内書写」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2758号文書)。
- (66) 「8月19日付津軽為信宛徳川秀忠書状写」(前掲『新編弘前市史』資料編2、近世1、53頁)。
- (67) 「8月23日付真田信幸宛徳川秀忠書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、613頁)。
- (68) 「8月15日付田中吉次宛本多忠政書状写」(前掲『柳川市史』史料編Ⅱ、420頁)。
- (69) 『新訂寛政重修諸家譜』11巻(統群書類従完成会、1965年、217頁)。
- (70) 前掲『柳川市史』史料編Ⅱ(420頁)。
- (71) 「8月13日付田中吉次宛加藤嘉明書状写」(前掲『柳川市史』史料編Ⅱ、419頁)。『愛知県史』資料編13、織豊3(愛知県、2011年、940号文書)では、この加藤嘉明書状写について8月11日付としている。前掲『柳川市史』史料編Ⅱ(419頁)は「田中民部太輔古文書写」から引用し、前掲『愛知県史』資料編13、織豊3(940号文書)は「田中文書(謄写本)」から引用しているため、日付が異なっている。本稿では、前掲『柳川市史』史料編Ⅱ(419頁)記載の8月13日付のものを採用した。
- (72) 「10月12日付福原資保・岡本義保宛徳川秀忠書状」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2449号文書)。
- (73) 「10月12日付那須資景・伊王野資信宛徳川秀忠書状」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2450号文書)。
- (74) 「9月5日付浅野長政宛徳川秀忠書状」(前掲・徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』二輯、397頁)。
- (75) 前掲・藤井讓治「徳川秀忠の居所と行動」(265、277頁)。
- (76) 「8月6日付那須資景宛大久保忠隣・本多正信連署状写」(前掲『戦国遺文』下野編3巻(2440号文書)。この「8月6日付那須資景宛大久保忠隣・本多正信連署状写」において、大久保忠隣は「相模守」と記している。「7月25日付里見義康宛大久保忠隣書状」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2435号文書。前掲『戦国遺文』房総編4巻、2556号文書)において、大久保忠隣は「治部少輔」と記している。よって、大久保忠隣が「治部少輔」から「相模守」に変わった時期は、慶長5年7月26日~同年8月5日の間に絞ることができる。
- (77) 前稿Bでは家康は8月2日に宇都宮発と想定したので、それ以前になるだろう。

- (78)「7月24日付真田信幸宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、523～524頁)。
- (79)「7月26日付堀秀治宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、531～532頁)。
- (80)「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、537頁)。
- (81)「8月朔日付木曾諸奉行人中宛徳川家康朱印状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、547頁)。
- (82)「徳川秀忠参内時之行列之次第」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2561号文書)。
- (83)「8月21日付真田信幸宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、600頁)は、文末に「将又其表之儀、委細本多佐渡守申付遣候條、能々可被相談候、恐々謹言」(下線引用者)と記されていて、本多正信が奉者であるかのように見えるが、「其表之儀」について本多正信を遣わすのでよくよく相談するように指示しているので、これは、8月24日の秀忠の宇都宮出陣後のことを想定して述べていると考えられるので、本多正信がこの家康書状の奉者であることを示すものではない。
- (84) 竹井英文『織豊政権と東国社会―「惣無事令」論を越えて』(吉川弘文館、2012年)。
- (85) 戦国時代における国衆としての塩谷氏の概略については、大石泰史編『全国国衆ガイド―戦国の“地元の殿様”たち』(星海社、2015年、79頁)を参照されたい。
- (86) この想定をもとに考えると、「7月27日付山内一豊宛大久保忠隣・本多正信連署状」によって、山内一豊に対して明日(7月28日)に来るように指示した主体は家康、秀忠、家康と秀忠(家康と秀忠は共に宇都宮に在陣していたから)というように3通りの想定ができる。そして、山内一豊を呼び寄せた場所は宇都宮ということになる。
- (87)「8月2日付徳川家康朱印覚書」(『伊達家文書之二』〈大日本古文書〉、東京帝国大学、1908年、695号文書)。前掲『徳川家康文書の研究』中巻(547～548頁)も同じ。
- (88)「8月2日付森忠政宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、548～549頁)。
- (89)「8月7日付伊達政宗宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、561～562頁)。
- (90) 前掲『邦訳日葡辞書』(135頁)。
- (91) 新村出編『広辞苑(第七版)』(岩波書店、2018年、1087頁、「この【此の・斯の】」の項)。
- (92)「7月27日付秋田実季宛榊原康政書状」(『青森県史』資料編、中世2、青森県、2005年、36頁)。
- (93)「8月12日付伊達政宗宛徳川秀忠書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、569～570頁)。
- (94)「8月28日付黒田長政宛徳川秀忠書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、644～645頁)。
- (95)「8月20日付堀親良宛榊原康政書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、587～588頁)では、榊原康政は「此方」(＝宇都宮)の仕置は隙が明けるので、(秀忠)の供として西上する所存である、としている。
- (96)「7月21日付松井康之・有吉立行宛細川忠興書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、519～520頁)。
- (97)「7月22日付森忠政宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、521頁)。
- (98)「7月22日付森忠政宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、521頁)。
- (99)「7月28日付蘆名盛重宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、537頁)。
- (100)「8月12日付伊達政宗宛徳川秀忠書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、569～570頁)。
- (101)「8月28日付黒田長政宛徳川秀忠書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、644～645頁)。

- (102)「8月12日付伊達政宗宛徳川秀忠書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、569～570頁)。
- (103)「7月27日付本村造酒丞他2名宛直江兼統書状写」(『上杉家御年譜』3巻、景勝公(2)、米沢温故会編集発行、原書房発売、1988年、202～203頁)。この直江兼統書状写は、東京大学文学部蔵『覚上公御書集』下(臨川書店、1999年、371頁)にも収載されている。前掲『覚上公御書集』下に収載されている直江兼統書状写は、宛所が「青柳隼人佐殿」も加えた4名宛になっている。前掲『覚上公御書集』下に収載されている直江兼統書状写は、三条目における記載が「岩付」ではなく「岩槻」となっていたり(当時は「岩付」と表記した)、四条目において文意が通り難い箇所があるので、本稿では前掲『上杉家御年譜』3巻に収載されている直江兼統書状写を採用して引用した。
- (104)公益財団法人福島県文化振興財団編『直江兼統と関ヶ原』(2014年、80～81頁)。前掲『直江兼統と関ヶ原』ではこの書状写について『覚上公御書集』から引用しており、その書状写では、宛所は上記の3名のほかに「青柳隼人佐殿」が加わっている。本書(前掲『直江兼統と関ヶ原』)の刊行時には、本書の執筆者である本間宏氏より御恵送いただいたことに感謝する次第である。
- (105)前掲『直江兼統と関ヶ原』(79頁)。
- (106)本間宏「上杉景勝の戦い」(前掲『関ヶ原大乱、本当の勝者』)。
- (107)本間宏「上杉景勝の戦い」(前掲『関ヶ原大乱、本当の勝者』)。
- (108)「岩槻は中世から近世初期にかけては岩付と書かれた」(『埼玉県の地名』〈日本歴史地名大系11巻〉、平凡社、1993年、982頁、「岩槻市」の項)。
- (109)前掲『広辞苑(第七版)』(1303頁、「じつぎ【実義・実儀】」の項)。
- (110)「8月5日付岩井信能宛直江兼統書状写」(前掲『戦国遺文』下野編3巻、2439号文書)。
- (111)前掲『直江兼統と関ヶ原』(88～89頁)。
- (112)前掲『直江兼統と関ヶ原』(85頁)。
- (113)前掲『直江兼統と関ヶ原』(153頁)。
- (114)前掲『直江兼統と関ヶ原』(93頁)。
- (115)前掲『直江兼統と関ヶ原』(88頁)。
- (116)「8月8日付岩井信能他3名宛上杉景勝書状写」(『歴代古案』第四〈史料纂集〉、続群書類従完成会、2000年、1118号文書)。
- (117)前掲『直江兼統と関ヶ原』(93頁)。
- (118)前掲『直江兼統と関ヶ原』(91頁)。
- (119)「8月25日付長束正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以・毛利輝元・宇喜多秀家宛上杉景勝書状」(米山一政編『真田家文書』上巻、長野市、1981年発行、2005年改訂、59号文書)。
- (120)「8月25日付長束正家・増田長盛・石田三成・徳善院玄以・毛利輝元・宇喜多秀家宛上杉景勝書状」(前掲『真田家文書』上巻、59号文書)。
- (121)丸島和洋『真田信繁の書状を読む』(星海社、2016年、158～159頁)。
- (122)前掲・丸島和洋『真田信繁の書状を読む』(158頁)。

- (123)前掲・丸島和洋『真田信繁の書状を読む』(157～158頁)では「内容は、三成が昌幸に繰り返し伝えた上方の情勢に対する返答であり、ようやくまともに景勝のもとに三成の書状が届いた様子がうかがえる」と指摘して、石田三成の書状に対する景勝の返書というとらえ方をしている。
- (124)前掲『邦訳日葡辞書』(189頁)。
- (125)前掲『邦訳日葡辞書』(198頁)。
- (126)前掲『邦訳日葡辞書』(686頁)。
- (127)前掲『邦訳日葡辞書』(509頁)。
- (128)前掲『広辞苑(第七版)』(2062頁、「とうち【統治】」の項)。
- (129)神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』(臨川書店、1987年、92号文書)。活字翻刻で「を」を見せ消ちにして「小」にしている箇所は、当該文書の画像(神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ【稀覯書・貴重書】、「中川家文書」[www.lib.kobe-u.ac.jp/kichosyo/nakagawake/]最終閲覧日:2021年3月6日)により「永山」に訂正した。
- (130)「10月20日付大友能乗書状写」(『柳川市史』史料編V、近世文書(後編)、柳川市、2012年、240頁)。
- (131)この大友能乗書状写は「松村家文書(山口県文書館所蔵)」に含まれている。前掲『柳川市史』史料編V、近世文書(後編)の解説(8～9頁)によれば、「松村家文書(山口県文書館所蔵)」について「当文書は、萩藩主毛利家の一門である吉敷毛利家に仕えた松村家に伝世した史料群である。吉敷毛利家は、元就の九男秀包を祖とする。(中略)関ヶ原戦後に毛利姓に復して長門赤間関(現下関市)に住した。松村家は、久留米より秀包に「御供」したという。(中略)しかし、大友氏発給文書九点はいずれも写で、一点を除いて宛所を欠くこともあり、伝来の経緯をふくめて今後の検討を要する。」としている。
- (132)『日本国語大辞典(第二版)』4巻(小学館、2001年、982頁、「ぐぶ【供奉】」の項)。
- (133)「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」(神崎彰利監修、下山治久編『記録御用所本 古文書—近世旗本家伝集—』下巻、東京堂出版、2001年、382頁)。
- (134)『日本国語大辞典(第二版)』8巻(小学館、2001年、135頁、「せんど【先途】」の項)。
- (135)前掲『徳川家康文書の研究』中巻(522頁)。
- (136)この史料の解説については、神崎彰利監修、下山治久編『記録御用所本 古文書—近世旗本家伝集—』上巻(東京堂出版、2000年)の神崎彰利氏による「監修のことば」、下山治久氏による「序」を参照されたい。
- (137)前掲・徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』二輯(382頁)。
- (138)前掲・拙稿「小山評定は歴史的事実なのか(その3)—拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して—」。
- (139)石田三成と大谷吉継が方々に出した触状は、史料としては伝存しないが、「8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」に「上方(=豊臣公儀方)の石田三成・大谷吉継・石川光吉(尾張国犬山城主)の書状を(山村良勝・千村良重の)御才覚により(奪い)取って、(その書状を家康がいる)江戸へ進上した」とする記載がある。この場合の石田三成・大谷吉継の書状とは、「8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」の三十条目の記載内容から推測すると、石田三成と大谷吉継から東北地方の諸大名に対して出された調略の密書であった、と考えられる(拙稿「(慶長5年)8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書

状」について、『別府大学紀要』61号、別府学会、2020年)。ただし、「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」と「8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」は、約1ヶ月の時間差があるので、この密書と下線aの「触状」が同じものかどうかは断定できない。

- (140)前掲・拙稿「小山評定は歴史的事実なのか(その3) —拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して—」。
- (141)はじめて家康の「近日」の「上洛」について記された「7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、522～523頁)など。
- (142)「8月3日付井伊直政・村越直吉宛伊達政宗書状」(前掲『仙台市史』資料編11、伊達政宗文書2、1056号文書)。
- (143)福田千鶴「伊達政宗の居所と行動」(前掲・藤井謙治編『織豊期主要人物居所集成(第2版)』、289頁)。
- (144)『日本国語大辞典(第二版)』3巻(小学館、2001年、1439頁、「き〔助動〕」の項)。
- (145)北原保雄編『小学館全文全訳古語辞典』(小学館、2004年、317頁、「き〔助動詞特殊活用〕」の項)。
- (146)福田千鶴「伊達政宗の居所と行動」(前掲・藤井謙治編『織豊期主要人物居所集成(第2版)』、289頁)。
- (147)相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」(前掲・藤井謙治編『織豊期主要人物居所集成(第2版)』、120頁)。
- (148)「8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、568～569頁)。
- (149)前掲『広辞苑(第七版)』(1734頁、「ぞんぶん【存分】」の項)。
- (150)「7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」(前掲『記録御用所本 古文書—近世旗本家伝集—』下巻、382頁)。
- (151)「7月25日付長束正家宛徳川家康書状」(前掲・徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』二輯、380頁)。
- (152)前掲・徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』二輯の解説(380～381頁)。
- (153)前掲・徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』二輯の解説(383頁)。
- (154)前掲・徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』二輯の解説(383頁)。
- (155)「文禄2年3月10日付豊臣秀吉朱印状」(『浅野家文書』〈大日本古文書〉、東京大学出版会、1906年発行、1968年覆刻、263号文書)。
- (156)「6月15日付兼松正吉宛増田長盛・長束正家・徳善院玄以連署状」、「6月25日付中村一氏他7名宛長束正家・増田長盛・徳善院玄以連署状」(前掲『愛知県史』資料編13、織豊3、893号、900号文書)。
- (157)本多論文における、家康の行動日程についての見解は「七月二日江戸発、二四日小山着、晦日小山から宇都宮へ移動、八月三日宇都宮発、五日江戸着」である。

【付記】

『柳川市史』史料編Ⅱ(柳川市、2013年、428頁)に、以下の年未詳の「7月28日付田中吉次宛村越直吉書状写」(「田中民部太輔古文書写」)が収載されている(下線引用者)。その綱文は「(年未詳)七月二十八日、村越直吉、田中吉次に対し急用を伝える。」である。

猶々、c 早々可被成 御越候、為其申入候、

急度申入候、a 上方(ママ)方申来様子御座候付而、何も返候て御渡 (御座候カ)、b 今方御返可被成候、為其申上
候、恐惶謹言、

村越茂助

七月廿八日

直吉 (花押影)

田中民少様

d 人々(「御」脱カ) 中

下線 a は、上方から報告が来たので (東下した諸将の軍勢を?) 返すことになった、としている。下線 b は、
たった今 (田中吉次の軍勢も?) 返すように指示している。下線 c は、田中吉次に対して早急に (家康のところ
へ?) 来るように指示している。下線 c において、「御越」の上が闕字になっている意味はよくわからない (写を
作成する際の誤りであろうか?)。或いは、「御越」の上が闕字になっていることからすると「御越」の主語は家康
なのであろうか。下線 d で「人々(「御」脱カ) 中」となっているのは、田中吉次が軍勢を引き連れていることを
示すものであろうか。

この「7月28日付田中吉次宛村越直吉書状写」について、私見では慶長5年に比定すべきかどうか判断に迷う
ので、諸氏の御判断を仰ぎたくここに提示した。